

4月21日

第3週分

回覧板

受ける前に必ず申請を！

国民健康保険 令和3年度人間ドック受診費用の助成について

河津町では、河津町国民健康保険に加入している方を対象に人間ドック受診費用の一部助成を行っています。

人間ドックを受診される方は、ぜひご利用ください。

必ず、人間ドックを受ける前に申請してください。人間ドック受診後の申請は出来ません。

*** 助成が受けられる方**

(人間ドック受診日に①～⑤ 全てに該当する方)

- ① 満 30 歳以上 75 歳未満の河津町国民健康保険被保険者
- ② 河津町国民健康保険に継続して 1 年以上加入している方
- ③ 国民健康保険税の未納がない世帯の方
- ④ 河津町で行う「きっかけ健診」「特定健診」を受診していない方
- ⑤ 受診結果を河津町に提供していただける方



*** 助成額 10,000円**

(自己負担額が 10,000 円未満の場合は自己負担額となります。)

*** 申請の流れ**

- ①病院へ予約 → ②申請 → ③役場から受診券交付 → ④人間ドック受診
→ ⑤助成金の申請 → ⑥助成金の交付

*** 申請に必要なもの 国民健康保険証、印鑑**

★★一部の医療機関で受診すると助成金の申請が簡略化されます★★

平成 29 年度から、人間ドック受診のときに受診券を提出することで、あらかじめ健診費用から助成金額分を差し引いた金額での支払いとなります。そのため、助成金の申請のため役場に来庁する必要がなくなります。

医療機関名	所在地	電話番号
伊豆今井浜病院	河津町見高 178 番地	0558-34-1123
下田メディカルセンター	下田市六丁目 4 番 10 号	0558-25-2525

令和 3 年 4 月

～町水道の「水道料金減免」について～

河津町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が、経済的に大きな影響をもたらしている状況を踏まえ、町民生活並びに経済活動の負担軽減のため、町水道使用料金を下記のとおり減免します。

「令和3年4月検針分」の水道使用料金を「全額減免」します。

◎対象検針：**令和3年4月通常検針分全額**(使用期間：令和3年2月中旬～令和3年4月中旬)

※通常「5月当初に納付書を発布する分」及び「5月20日頃自動引き落としを行う分」

◎対象者：**全ての給水契約者**

※家庭用(一般家庭)や営業用(事業者)を問いません

◎必要な手続き

※**ご利用者からの手続きは不要です**

・水道温泉課にて必要な処理を行います(今回「納付書の郵送」や「口座振替」は行いません)

◎その他

・手続きのために、銀行などの金融機関やコンビニのATMへ誘導することはありません(不審に思った場合は、家族に相談したり、水道温泉課まで問い合わせください)

・温泉料金は対象外です

使用水量・料金等のお知らせ

田中212番地の2
河津 ○○○ 様

お客様番号	0000	口径	13mm
メーター番号		用途	一般
検針員			

令和03年04月分(令和03年度)
検針日 令和03年04月中旬

今回指針	1,973 m ³
前回指針(-)	1,888 m ³
旧メーター使用量(+)	0 m ³
使用水量	85 m³
水道料金	12,760 円

振替予定日 令和03年05月20日

今回の水道料は全額減免のため徴収しません

令和 年 月～令和 年 月使用分
振替済額 円(税 円)

金融機関 *****-*****
振替日 令和03年 月 日

※このお知らせで料金のお支払いはできません。
納付書払の方：翌月初めに納入通知書を送付いたします。
口座振替の方：翌月の20日(休日の場合は翌営業日)に登録口座から自動振替いたします。

河津町水道温泉課

裏面もご覧ください

検針票(例)

対象検針は
「令和3年4月」
通常検針分です。

記載されている
水道使用料金を
全額減免します。

【問い合わせ先】

河津町 水道温泉課 業務係

TEL:0558-34-1954

～「町水道」についての「お知らせ」～

給水装置のうち、メーターより本管側は町の管理となり、メーターから建物側はお客様の管理となります。**メーターから建物側での漏水等の修理はお客様のご負担となります。**水道配管等の工事・修理は、必ず「町指定給水装置工事事業者」に依頼してください。

【検針にご協力ください】

2ヶ月に1度、偶数月の中旬に検針員が検針に伺いますので、**検針の妨げにならないよう、メーターボックスの位置をご確認の上、土等で埋まらない対策を行い、フタの上に物を乗せたり、駐停車でボックスを開かなくしたいせず、適切な管理をお願いいたします。**

使用を変更するときは、事前に書面による届出が必要です。

- ◎所有者・使用者の名義が変わったとき、建替えや増築で水道の配管が変わったときは変更届を提出してください。
- ◎長期間(一年以上)使用を休止するときは、休止5日前までに休止届を提出してください。また、休止中の水道の使用を再開するときは、再開5日前までに再開届を提出してください。⇒ 届出確認後、職員が開閉栓及び検針に伺います。

* 休止の届出をしないと、水道を使っていなくても基本料金がかかります。

* 届出をせずに水道を使用すると過料が科せられます。

- 届出用紙は水道温泉課にありますので、認印をお持ちになって来庁ください。来庁できないときはホームページからダウンロードして、郵送にて提出してください。ダウンロードできない場合は用紙を郵送します。(緊急の場合はFAXでも受け付けますが、後で必ず原本を提出してください。)

納付方法(口座振替の手続きをお願いします。)

①納付書による納付

- 検針の翌月の「奇数月」に納入通知書を送付しますので、納入期限(基本奇数月の20日)までに役場会計室または下記の取扱金融機関で納入してください。

②口座振替による納付(取扱金融機関の本店及び支店への申込みが必要です。)

- 納入期限(基本奇数月の20日)に、下記の取扱金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)のうち、指定の口座から自動振替いたします。(手数料はかかりません。)

※ 口座振替は「お客様番号」ごとに金融機関へのお申込みが必要になります。「検針票又は納入通知書」と、「預金通帳」、「口座の届出印」をお持ちになって、下記の取扱金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の窓口にてお申し込みください。(下記宛に振込も可です。)

③振り込みによる納付(下記口座へ振り込んでください。)

取扱金融機関 振込先一覧表 「河津町水道事業管理者(カワヅチョウスイドウジギョウカンリシヤ)」

- ・三島信用金庫 河津支店(0303199) / ・伊豆太陽農業協同組合 下河津支店(0002415)
- ・静岡銀行 河津支店(0049376) / ・スルガ銀行 伊豆稲取支店(0239202)
- ・静岡中央銀行 稲取支店(2059211)
- ・ゆうちょ銀行(00800-9-22625)



檜っ子

河津町立西小学校
令和3年4月7日発行

学校教育目標
重点目標

ひのきのようにのびる子 ~根を張り 葉を広げ 未来を拓く~ **4月**
~~~~~  
進んで 自分から ~~~~~  
基礎基本を身に付けた子・進んで関わり追究する子・自分で考え行動する子  
美しい言葉 美しい挨拶 美しいふるまい

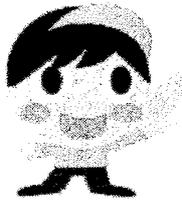
河津三美運動

## 進んで 自分から

校長 竹内 信子

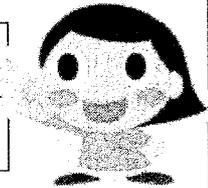
12名の元気いっぱいの新1年生を迎え、いよいよ令和3年度がスタートしました。  
今年度は「進んで 自分から」という合い言葉のもと、以下の3点に力を入れていきたいと思ひます。

今年度の重点目標 ~進んで 自分から~



進んで追究する子

自分で考え行動する子



基礎基本を身に付けた子

西小の子どもたちは、とても素直で規範意識が高く落ち着いています。しかし、自分でこうしたいと思ひていても、誰かの指示がないと自信を持って進んで行動できなかつたり、みんなと違うことをするのを避けようとしたりする子が少なくありません。

以前、子供たちに「自主性」と「主体性」の違いを話したことがあります。実は恥ずかしながらどちらも同じ意味だと捉えていたのですが、少し違いがあるのだそうです。指示されたこと、分かっていることを進んで自分から行動するのが「自主性」で、自分から気付き、自分で考え、自分から行動するのが「主体性」だということです。

子どもたちの中には、自主性を育てたい子、自主性は育つていても主体性までは育っていない子がいます。今年度の重点目標の合い言葉「進んで 自分から」には、子どもたちにその自主性や主体性を育てたいという思ひを込めました。基礎基本の定着を基盤にして、子どもたちが自分で試行錯誤しながら課題を追究したり、自分で考えたことを進んで行動に移したりすることができるよう、教職員が丸となって取り組んでまいります。

本年度も、コロナ感染防止等、保護者の皆様にはご協力いただくことが多くあろうかと思ひますが、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

### うれしいお知らせ

◎更生保護女性会の皆様、参観日にボランティアで託児をしてくださることになりました。是非、ご利用ください。

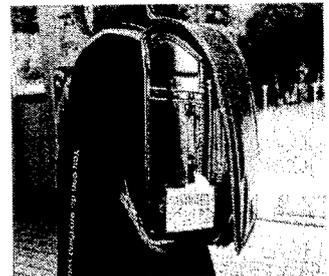
◎低学年用の鉄棒が新しくなりました！同時に、むき出しになっていた土台のフレームも土で覆い、安全に使用できるようになりました。参観日の際、是非、ご覧ください。  
(よかったらチャレンジを！)



### お願い

◎今年度も健康観察カードは、下の写真のように、ランドセルの左側に付けてください。金曜日に新しいカードに付け替えます。

今年度も検温をよろしくお願ひ致します。



## 4月の行事予定

| 日  | 曜 | 行事等                                   | 給 |
|----|---|---------------------------------------|---|
| 7  | 水 | 出会いの式 入学式                             | × |
| 8  | 木 | 発育測定 (低)                              | ○ |
| 9  | 金 | スーパー日課 発育測定 (高)<br>1年生給食開始 委員会活動      | ○ |
| 10 | 土 |                                       |   |
| 11 | 日 |                                       |   |
| 12 | 月 | 代表委員会                                 | ○ |
| 13 | 火 | 地区集会 知能検査 (2・5年)                      | ○ |
| 14 | 水 | 集団下校 13:45                            | ○ |
| 15 | 木 | 交通安全教室 (1・3・4年)                       | ○ |
| 16 | 金 | 任命式                                   | ○ |
| 17 | 土 |                                       |   |
| 18 | 日 |                                       |   |
| 19 | 月 |                                       | ○ |
| 20 | 火 | 尿検査                                   | ○ |
| 21 | 水 | 集団下校 13:45                            | ○ |
| 22 | 木 | 1年生を迎える会<br>6校時カット 集団下校 13:45         | ○ |
| 23 | 金 | P T A 常任委員会 12:40<br>参観日 P T A 総会 懇談会 | ○ |
| 24 | 土 |                                       |   |
| 25 | 日 |                                       |   |
| 26 | 月 |                                       | ○ |
| 27 | 火 | 家庭訪問 下校 1年 12:45                      | ○ |
| 28 | 水 | 家庭訪問 2～6年 13:45                       | ○ |
| 29 | 木 | 昭和の日                                  |   |
| 30 | 金 | 遠足 (予備日 5/7)                          | 弁 |

## 5月のおもな行事予定

- 6日 (木) 委員会活動  
1年生午後授業開始
- 7日 (金) 遠足予備日 (弁当の日)
- 10日 (月) 代表委員会
- 11日 (火) しゃくなげ 
- 12日 (水) P T A 常任委員会 
- 14日 (金) 避難訓練 (火災) 尿検査 2次
- 18日 (火) 児童朝会 運動会練習①
- 21日 (金) 歯科検診
- 23日 (日) 梅林下草刈り
- 25日 (火) 運動会練習②
- 27日 (木) 全国学力・学習状況調査 (6年)
- 28日 (金) 運動会準備 (4・5・6年)
- 29日 (土) 運動会
- 30日 (日) 運動会予備日
- 31日 (月) 運動会振替休業日

### ～お世話になりました～

- 高橋 淳 教頭 (稲取小へ)
- 長谷川瞳 教諭 (白浜小へ)
- 土屋晃子 教諭 (河津南小へ)
- 石井江美 養護教諭 (育休) (河津中へ)

### ～よろしくお願ひします～

- 太田正洋 教頭 (熱川小より)
- 伊澤明子 教諭 (下田小より) 
- 望月志麻 教諭 (河津中より)
- 志田 楓 教諭 (新規採用)
- 木田雄大 教諭 (河津南小より) (育休)

### 令和3年度《河津町立西小学校職員》

- |                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 竹内 信子 (校長)      | 太田 正洋 (教 頭)     | 但馬 靖彦 (教務主任)    |
| 伊澤 明子 (1年担任)    | 寺田 祐基 (2年担任)    | 志田 楓 (3年担任)     |
| 望月 志麻 (4年担任)    | 奥矢 倫知 (5年担任)    | 飯田 千織 (6年担任)    |
| 稲葉 和子 (臨時事務主任)  | 増田 菜美香 (臨時養護教諭) | 秋永 峰代 (町支援員)    |
| 土屋 知美 (図工専科)    | 釜田 千明 (県支援員)    | 黒田 英津子 (初任研指導員) |
| 恵門 ダニエル (A L T) | 沢地 シェリー (A L T) | 岩井 茂美 (用 務 員)   |
| 飯泉 松文 (S C)     | 谷本 由美子 (S S W)  | 板垣 保 (S S S)    |

### お 願 ひ

日頃より、西小の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。本校では、学校便り、学級便り等に児童の写真を掲載しています。写真の掲載に同意しない場合は、担任を通して学校にご一報ください。写真等のデータは、教育活動においてのみ使用し、他の目的に使用することはありません。今後も個人情報の適切な取り扱いに努めてまいります。

また、新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、上記行事等を予定通りに行えないことも考えられます。どうぞご理解ください。

## 認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク事業

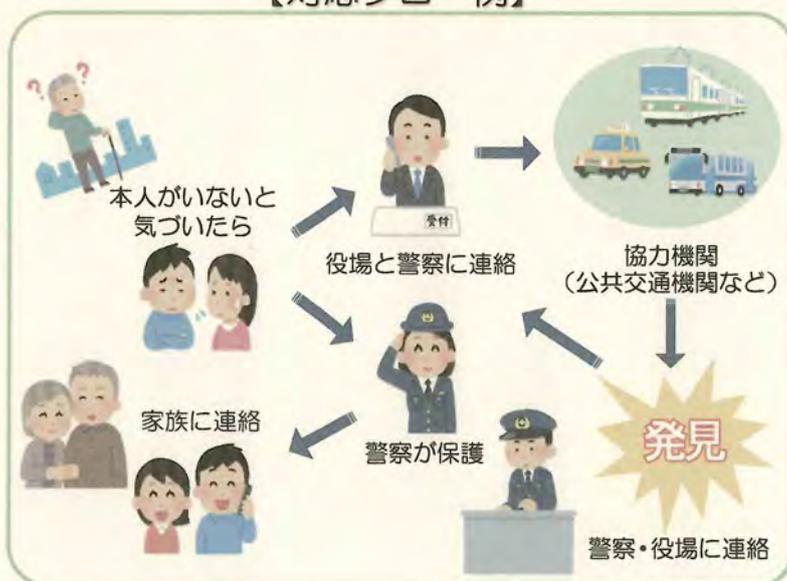
## 認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク事業とは

認知症等の症状により、外出中に自分がどこにいるのか、自分の家がどこなのかわからなくなり、行方不明になってしまうことがあります。認知症等の人の行方不明は、命にかかわるような危険を伴う可能性があり、できるだけ早く発見・保護することが必要になります。河津町では、地域の関係者や関係機関等に御協力いただき、行方不明になった認知症等の人の早期発見・保護を目的としています。

## 認知症等見守り・SOS ネットワークを利用するには

行方不明となるおそれのある認知症等の人の情報（身体的特徴など）を地域包括支援センターで事前に登録します。事前登録しておくことで、スムーズに認知症等見守り・SOS ネットワークが使えます。詳しくは包括支援センターにご相談ください。

## 【対応フロー例】



お問い合わせ先：河津町地域包括支援センター

電話：0558-34-1938

## 回 覧

### 緑の募金運動への協力をお願い

3月15日～5月31日までの間「緑の募金運動」が行われています。

森林には水資源を蓄え、土砂の流出を防ぎ二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止してくれる効果があります。

「緑の募金」は、このような大切な森林を、ボランティアの協力等で守り育てる活動のほか、一部をかわづ花の会に交付され、町内花壇の維持管理のために使用させていただいています。

豊かな環境を未来に引き継ぐため、各世帯100円以上の募金をお願いします。

かわづ花の会

事務局：役場産業振興課内

担当：板垣

電話：34-1946



# 緑の募金運動

郷土の森林づくり、緑化を推進します

緑の募金活動



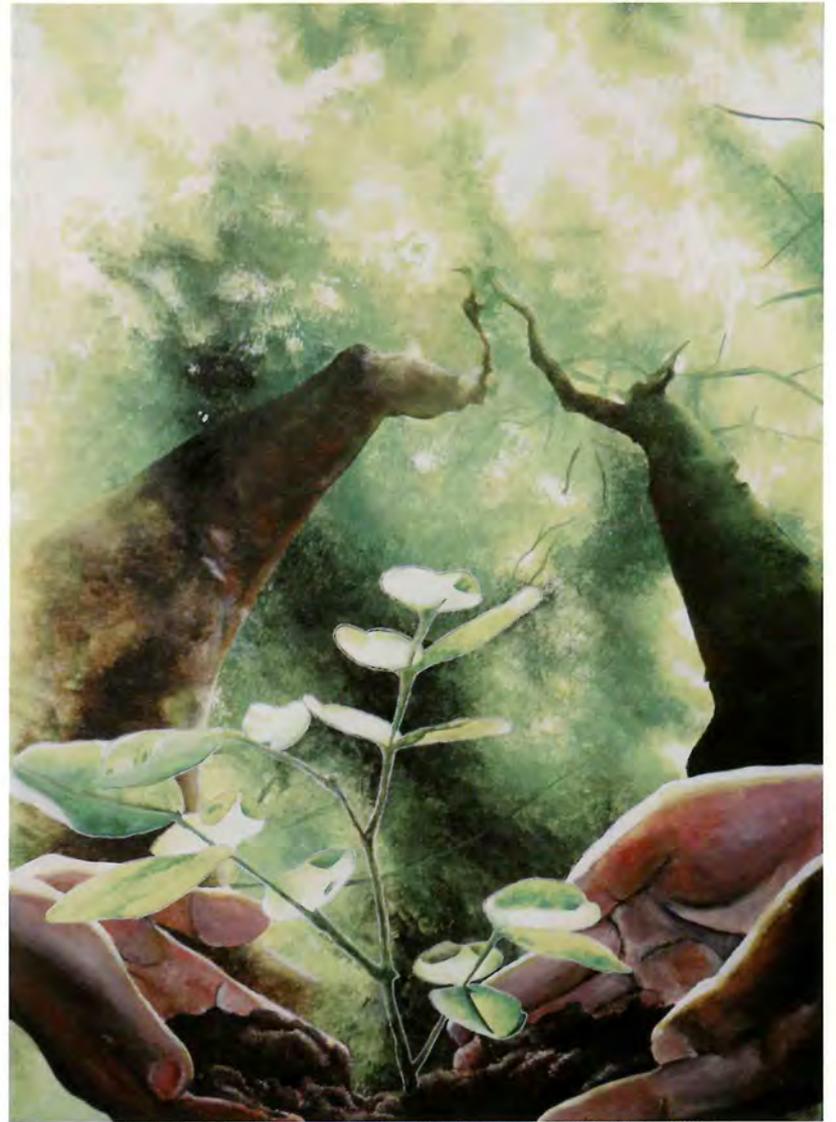
学校林の活用



緑の少年団の育成



森林ボランティアの支援



令和3年用 国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール静岡県教育長賞  
静岡県立伊東高等学校城ヶ崎分校 山本 真矢さんの作品

## 「緑の募金」に ご協力ください。

緑の募金  
期間

令和3年

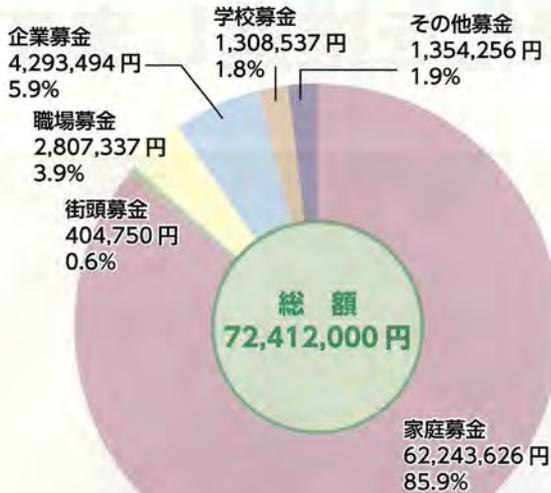
3月15日 ▶ 5月31日

令和3年

9月1日 ▶ 10月31日

# 「緑の募金」のご報告

## 令和2年度「緑の募金」の実績



## 募金の趣旨

「緑の募金」は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年法律第88号)に基づく寄附金です。

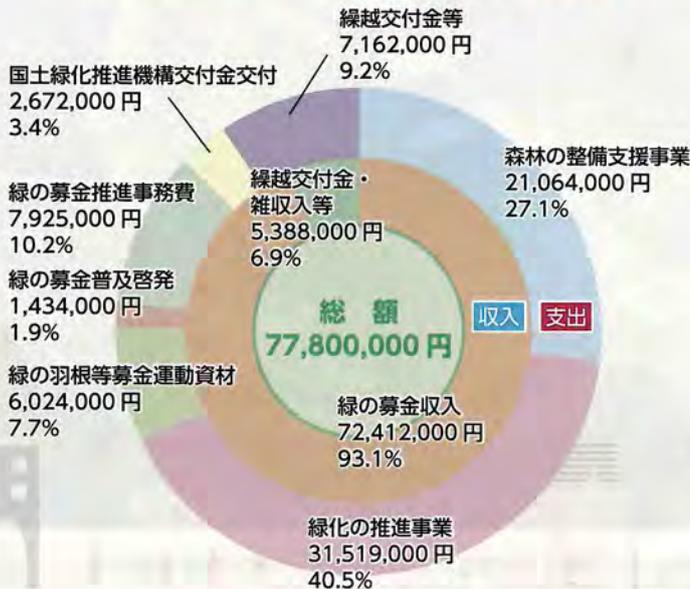
森林は、水を蓄え、土砂の流出を防ぎ、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止してくれます。また、私たちのまわりの緑は心にやすらぎを与えてくれます。

「緑の募金」はこのように大切な森林や緑を、市民の皆様の方で守り育てる取組みに役立っています。



(令和3年1月現在)

## 令和2年度「緑の募金」の使い道



## 募金の使途

緑の募金は、公平性、透明性を確保するため、学識経験者等で構成される緑の募金運営協議会で使い道を審議しています。

### 森林の整備

- 市民や森林ボランティアによる苗木の植林等を支援し、県民参加の森づくりを促進します。
- 緑の少年団活動、学校林を活用した森林環境教育をとおり、次代を担う子どもたちを育成します。

### 緑化の推進

- 緑化行事や研修会、ポスターコンクール等を開催し、緑化の啓発に努めます。
- 花壇づくりや苗・資材の配布等により、身近な環境緑化を促進します。

### 募金運動の推進

- 緑の羽根やチラシ等の作成と配布、森林や緑化に関する情報発信、緑の募金の管理等により、緑の募金運動を推進します。

公益財団法人 **静岡県グリーンバンク**

〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館7階  
Tel: 054-273-6987 Fax: 054-255-6495  
URL: <http://www.greenbank.or.jp>

●お問い合わせ先



公益財団法人静岡県グリーンバンクは、静岡県の豊かな森林づくりをサポートしています。この『ふじのくに森の町内会』の紙には、林地に捨てられる間伐材を資源として活用する費用の不足分が含まれています。

ピアノの最高峰とうたわれるスタインウェイを  
大ホールで弾いてみませんか？

# スタインウェイを弾こう♪



連弾や持込楽器のセッション、発表会の個人練習など、ピアノの最高峰とうたわれ世界のトップアーティストから愛され続けるスタインウェイ(D-274)の美しい音色を、フロの演奏会もおこなわれる大ホールで心行くまでお楽しみ下さい♪

料金:1区分30分・1,000円(4区分2時間までご利用できます)

\*複数人でご利用の場合は、舞台上で演奏する人数×区分となります。

空き状況など詳しくは

“下田市民文化会館”までお問合せ下さい。

TEL 0558-23-5151

HP <http://shimoda.main.jp/earth>



2021年(令和3年)

5月 MAY

下田市民文化会館 マイマイホール "Mai Mai Hall"

# イベントカレンダー



本紙は、4月10日現在の情報に基づいて作成しております。

※内容に変更等がある場合もございます。予めお問い合わせの上、ご確認頂けますようお願い申し上げます。

<超・格差社会>を変えた、100年前の女性たちの実話!!

令和3年

## 大コメ騒動



5月8日(土)

下田市民文化会館・大ホール

《上映時間106分》



全米(コメ)が泣いた…かもしれない「大コメ騒動」

大正時代に富山県の漁師町で起こった「米騒動」。  
日本の女性が初めて起こした市民運動ともいわれている実話。  
笑いあり!涙あり!の痛快エンタテインメント作品!!

時間・料金など詳しくは、下田市民文化会館HP、お電話にてご確認ください。

【お問い合わせ先】下田市民文化会館 ☎ 0558-23-5151

### 大ホール

### 小ホール

8(土)

## 大コメ騒動

19(水)

令和3年度 寿大学 開講式

開演 13:30 終演 15:00(予定) 関係者のみ

【お問い合わせ先】

下田市教育委員会生涯学習課 ☎ 0558-23-5055

26(水)

一般社団法人 伊豆下田法人会  
第9回 通常総会

開演 14:00 終演 16:00 関係者のみ

【お問い合わせ先】

一般社団法人 伊豆下田法人会

☎ 0558-22-3386

7(金)

第30回 黒船祭美術展

7日(金) 9:00~17:00 入場無料

8(土)

8日(土) 9:00~17:00 //

9(日)

9日(日) 9:00~16:00 //

【お問い合わせ先】

黒船祭美術展実行委員会事務局 板本

☎ 0558-32-2833

22(土)

劇団夢波 第15回公演 『CHANGE!』

23(日)

22日(土)①開演 18:30

23日(日)②開演 11:00 / ③開演 15:00

(全3回公演 開場は開演の30分前より)

【チケット】入場無料(事前申し込み制)

※演劇活動継続のため、寄付を受け付けております。

ご協力よろしく申し上げます。

【申し込み・お問い合わせ先】

劇団夢波 土屋 ☎ 080-6942-4412

メール: es-shimoda@hotmail.co.jp

ブログ: <http://es-shimoda.seesaa.net>

※ブログにて公演時の感染症対策について示しております。

### 下田市民文化会館よりお知らせします!

※ 新型コロナウイルス感染予防により、当会館のご利用に関しまして催し物の内容等により制限・制約が伴います。予めご了承下さい。尚、ご不明な点がございましたら、下田市民文化会館までお問い合わせ下さい。

※ 開催中止 / 延期になる(他、入場規制など)場合もございますので、予め、各お問い合わせ先にご確認頂けますよう、宜しく願い申し上げます。

### Mai Mai Cafe

10:00 am ~ 4:00 pm  
感染症防止策を実施し営業中

ワーケーション・スペースございます  
(WiFi完備、カフェにて受付)

ご来店  
お待ちしております

スタインウェイ  
を弾こう♪

下田市民文化会館・大ホール



あなたも、ピアノの名器「スタインウェイ(D-274)」を弾いてみませんか?

マイマイカルチャースクール

令和3年度も開講予定!!



下田市民文化会館

〒415-0024 静岡県下田市4丁目1番2号

TEL 0558-23-5151 FAX 0558-23-5311

☞ ホームページ・Twitter・Facebook・情報発信中! ☜

■ URL <http://shimoda.main.jp/earth>

■ e-mail [ss-hall@vmail.plala.or.jp](mailto:ss-hall@vmail.plala.or.jp)

<5月の休館日>

6日(木)・10日(月)・17日(月)・

24日(月)・31日(月)

第30回黒船祭美術展  
アンデパンダン公募展



会期 2021年5月7日(金)～9日(日)  
会場 下田市民文化会館

共催 (公財)下田市民文化会館、伊豆美術家連合、下田市、西伊豆町、河津町、松崎町、東伊豆町、各文化協会

第82回黒船祭協賛・2021年度広域文化事業  
アンデパンダン公募展

## 第30回黒船祭美術展

入場無料

会期 5月7日(金)～9日(日) 9時～17時 (最終日は16時まで)

会場 下田市民文化会館  
(小ホール/ホワイエ/マイマイギャラリー/2F大会議室)

◆共催:(公財)下田市振興公社・伊豆美術家連合・下田市・西伊豆町・河津町・松崎町・東伊豆町・各文化協会

◆後援:下田市教育委員会・(公財)上原美術館・(公財)池田20世紀美術館

## 令和3年度 映画上映会〈上映予定作品〉

<超・格差社会>を変えた、100年前の女性たちの実話!!



## 大コメ騒動

〈上映時間106分〉

5月8日(土)

下田市民文化会館・大ホール

大正時代に富山県の漁師町で起こった「米騒動」。

日本の女性が初めて起こした市民運動ともいわれている実話。

笑いあり!涙あり!の痛快エンタテインメント作品!!

時間・料金など詳しくは、  
下田市民文化会館HP、  
お電話にてご確認ください。



## おらおらでひとりいぐも

〈上映時間137分〉

=私は私らしく一人で生きていく  
昭和、平成、令和を駆けぬけてきた75歳、  
ひとり暮らしの桃子さん。  
ジャズセッションのように湧き上がる  
"寂しさ"たちとともに、  
賑やかな孤独を生きる—

7月上映予定

予定の為、変更の場合もございます。ご了承下さい。

### ご来場されるお客様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染症予防により、開催中止/延期の可能性もございます。
- 発熱又は風邪の症状がある方は、ご来場をお控えください。
- 入場時の検温にご協力ください。
- 人との身体的距離をとり接触を減らし、マスクの着用や手洗い、消毒などのご協力をお願いします。
- 感染が発生した場合に備え、ご来館される方の氏名、連絡先をご記入頂きます。  
感染が発生した場合、保健所等公的機関に提供する場合がありますので、ご了承ください。
- 上記以外でも防止策を実施する可能性もございます。ご来場されるお客様の  
ご理解・ご協力が必須となりますので、重ねましてご協力を何卒宜しくお願いいたします。

お問い合わせ 下田市民文化会館 ☎ 0558-23-5151

※会館の駐車スペースには限りがございますので満車の際にはご了承ください。

# ひめみやだより



【学校教育目標】  
『重点目標』

問いを見つけ ねばり強く解決する子  
やってみようよ自分から

河津町立南小学校  
令和3年4月7日発行

「やってみようよ 自分から」を合い言葉に

校長 磯崎真紀子

校庭の色とりどりの花々が、新入生の入学と2～6年生の進級をお祝いしているかのように咲き誇っています。お子様のご入学、ご進級、おめでとうございます。

令和3年度は、22名の新入生を迎え、全校児童169名、教職員29名での出発となりました。今年度も引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じながらのスタートではありますが、子供たちが新たな学年に期待をもって学校生活を送ることができるよう、教育活動に取り組んでいきます。

令和3年度は、学校教育目標を「問いを見つけ ねばり強く解決する子」とし、重点目標『やってみようよ自分から』を子供たちとの合い言葉に取り組んでいきます。そして、「言語能力」「柔らかな感性」「失敗を恐れない挑戦力」の育成を目指します。子供たちの笑顔、保護者の皆様の願い、地域の皆様の思いを受け止めながら、子供たちから「今日は、〇〇の授業が楽しかった」「こんなことができるようになった」「〇〇をがんばったよ」などの声が聞こえるよう、職員一同、精一杯力を尽くしてまいりたいと思います。今年度も保護者の皆様や地域の皆様には、南小の教育活動へのご支援、ご協力をお願いすることが多々あると思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

## 【令和3年度職員紹介】 よろしくお願い致します

校長 磯崎真紀子  
教頭 星屋 心吾  
教務主任 横山 直也  
1年 外岡 奈菜  
2年1組 土屋 晃子  
2年2組 山田みなみ  
3年 石井加代子  
4年 板垣 浩子  
5年 小菅 知章  
6年 河野 芳郎  
4組 松本紀美子  
5組 堤 正人  
養護教諭 村田 恵美  
事務 山田 那美  
栄養士 平山 径子

用務員 楠 きよの  
非常勤講師 稲葉 公彦  
非常勤講師 原 奈穂美  
ALT 沢地シェリー  
ALT 恵門ダニエル  
町支援員 松下れい子 齋藤 聡美  
鈴木 佳子 飯田布早代  
釜田 千明 (放課後学習支援)  
図書館アドバイザー 稲葉 亜紀  
スクールサポートスタッフ 土屋 初敏  
スクールカウンセラー 飯泉 松文  
スクールソーシャルワーカー 谷本由美子  
育児休業 一森 麻美



### ☆お世話になりました☆

黒田英津子 校長 (退職)  
寺川 清子 教諭 (南伊豆町教育委員会へ)  
木田 雄大 教諭 (河津西小へ)  
正田 晃浩 ALT・支援員 (東伊豆町立熱川小へ)  
佐藤 典枝 用務員 (退職)

### ☆よろしく申し上げます☆

磯崎真紀子 校長 (下田市立稲梓小より)  
土屋 晃子 教諭 (河津西小より)  
楠 きよの 用務員

| 4月の予定 |   |                                                      |    |
|-------|---|------------------------------------------------------|----|
| 日     | 曜 | 行事予定                                                 | 給食 |
| 1     | 木 |                                                      |    |
| 2     | 金 |                                                      |    |
| 3     | 土 |                                                      |    |
| 4     | 日 |                                                      |    |
| 5     | 月 |                                                      |    |
| 6     | 火 | 入学式準備(新6年)                                           |    |
| 7     | 水 | 着任式 始業式 入学式<br>3・4・5年生下校9:30 2年生下校10:50 1・6年生下校11:45 | ×  |
| 8     | 木 |                                                      | ○  |
| 9     | 金 | 交通安全教室(1・2年) 1年生給食開始<br>PTA三役引継ぎ会                    | ○  |
| 10    | 土 |                                                      |    |
| 11    | 日 |                                                      |    |
| 12    | 月 | 委員会活動                                                | ○  |
| 13    | 火 | 朝礼(児童会・学級委員任命)<br>避難訓練(火災) PTA常任委員会                  | ○  |
| 14    | 水 | 地区集会 集団下校13:40                                       | ○  |
| 15    | 木 | 知能検査(2・5年生)                                          | ○  |
| 16    | 金 | セレクトタイム日課 代表委員会                                      | ○  |
| 17    | 土 |                                                      |    |
| 18    | 日 |                                                      |    |
| 19    | 月 | 参観会 PTA総会 懇談会                                        | ○  |
| 20    | 火 | 尿検査<br>下校13:40 家庭訪問                                  | ○  |
| 21    | 水 | 下校13:40 家庭訪問                                         | ○  |
| 22    | 木 | 下校13:40                                              | 弁  |
| 23    | 金 | 下校13:40 家庭訪問                                         | ○  |
| 24    | 土 |                                                      |    |
| 25    | 日 |                                                      |    |
| 26    | 月 | 下校13:40 家庭訪問                                         | ○  |
| 27    | 火 | 1年生を迎える会                                             | ○  |
| 28    | 水 | 4色顔合わせ 遠足                                            | 弁  |
| 29    | 木 | 昭和の日                                                 |    |
| 30    | 金 | 遠足予備日 水曜日課                                           | 弁  |

| 5月の予定 |   |                 |    |
|-------|---|-----------------|----|
| 日     | 曜 | 行事予定            | 給食 |
| 1     | 土 |                 |    |
| 2     | 日 |                 |    |
| 3     | 月 | 憲法記念日           |    |
| 4     | 火 | みどりの日           |    |
| 5     | 水 | こどもの日           |    |
| 6     | 木 | 交通安全教室(3・4年)    | ○  |
| 7     | 金 |                 | ○  |
| 8     | 土 |                 |    |
| 9     | 日 |                 |    |
| 10    | 月 | 委員会活動           | ○  |
| 11    | 火 | 朝礼              | ○  |
| 12    | 水 | 心電図検査(1・4年)     | ○  |
| 13    | 木 |                 | ○  |
| 14    | 金 | 代表委員会 PTA常任委員会  | 弁  |
| 15    | 土 |                 |    |
| 16    | 日 |                 |    |
| 17    | 月 |                 | ○  |
| 18    | 火 |                 | ○  |
| 19    | 水 |                 | ○  |
| 20    | 木 |                 | ○  |
| 21    | 金 |                 | ○  |
| 22    | 土 |                 |    |
| 23    | 日 |                 |    |
| 24    | 月 |                 | ○  |
| 25    | 火 |                 | ○  |
| 26    | 水 |                 | ○  |
| 27    | 木 | 全国学力・学習状況調査(6年) | ○  |
| 28    | 金 |                 | ○  |
| 29    | 土 | 運動会             | ×  |
| 30    | 日 | 運動会予備日          |    |
| 31    | 月 | 振替休日            |    |

### 参観会・PTA総会・懇談会について

4月19日(月)に行います。本年度は、来校していただきます。受付にて体温や体調のチェック、校内でのマスク着用についてご協力をお願いします。PTA総会も、なるべく短時間の話し合いとなるように工夫していきたいと考えています。詳しくは、明日配布する学校からの「ご案内」をご覧ください。

### 家庭訪問について

玄関先で5分程度の訪問とさせていただきます。詳しくお話ししたいときには、電話または来校にてお願いします。日程等につきましては、学校からの「ご案内」および各学級からの「おたより」をご覧ください。

### 遠足について

4月28日(水)に予定しています。昨年度は実施できなかったもので、職員も楽しみにしています。4色の顔合わせの後に、今井浜海岸へ出かけます。海での集団遊びは行わない等、感染防止に努め、「海を見ながらお弁当を食べる」体験を味わわせたいと考えています。



令和3年度 生涯学習講座 さくらアカデミー

回覧

# フラワーアーティスト 後藤 清也 の フラワーアレンジメント講座

河津町教育委員会では、下記の日程でフラワーアレンジメント講座を開催します。フラワーアーティストとして活躍されている後藤清也氏に講師を務めていただき、全4回、4種類の作品を作っていきます。6月の開催は初めてとなります。ぜひこの機会に、初夏の花を使ったアレンジメントを体験してみませんか？

|      |     |      |          |
|------|-----|------|----------|
| ❖実施日 | 第1回 | 令和3年 | 6月3日(木)  |
|      | 第2回 |      | 6月10日(木) |
|      | 第3回 |      | 6月17日(木) |
|      | 第4回 |      | 6月24日(木) |

❖時間 午後7時00～午後9時00分

❖内容 アレンジ・花束など

❖講師 後藤 清也 氏 (SEIYA Design 代表)

❖場所 河津町立文化の家 生涯学習室

❖定員 20名まで

❖材料代 1回1500円 (各回の受付時に集金します。)

❖持ち物 はさみ・筆記用具など



**申し込み受付期間:5月6日(木)～5月14日(金)**

※人気講座のため、定員に達した場合には、受付した方の中から抽選で決めさせていただきます。

先着順ではありませんので、期間中に申し込みをお願いします。

受講者には別途詳細を送付させていただきます。ご確認の上ご参加ください。

河津町教育委員会 TEL 0558-34-1117  
社会教育係 担当 鈴木

令和3年4月吉日

関係地区の皆様へ

国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所  
計画課長

## 河津下田道路水文調査実施のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は道路行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

『河津下田道路水文調査（仮称）河津 IC～（仮称）下田北 IC』につきまして、本年度も引き続き調査を実施しますので、ご連絡致します。

水文調査は、自然の水環境やご家庭などで利用されている沢水・湧水・井戸の水量・水質等を把握するため、毎月の測定を実施する予定です。近隣への立入等につきまして、ご承知頂くと共にご協力の程、宜しくお願い致します。

また、不明な点につきましては、担当までお問い合わせください。

## 記

【調査範囲】 賀茂郡河津町梨本～逆川地区（裏面参照）

【調査業者】 株式会社建設技術研究所

【調査方法】 ○水収支調査

・ 沢水流量、湧水量、地下水位を測定して自然の水環境を把握します。

○水利用調査

・ 各家庭や農業で利用されている水量などを測定します。

○水質分析

・ ご利用されている水源の用途に応じて、水質分析（飲用適否、河川環境、わさび）のための採水をします。

【調査期間】 令和3年4月～令和4年3月（8時30分～17時00分）

【問合せ】 ○国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 下田建設監督官詰所  
（担当者） 佐藤

○株式会社建設技術研究所

TEL 03-3668-0320

携帯 TEL 080-1124-8110 （担当者） かいだ 改田

## ＜お願い＞

- 皆様の所有地に調査のため立ち入りをさせていただきます。
- 調査作業のため、下草、下枝等払わせて頂く場合があります。
- 農作業などで支障となる場合は、個別にご相談させていただきます。



- ・調査員は作業服着用の上、腕章を装着し作業を行います。  
また、作業時の安全のため、ヘルメットを着用します。
- ・周辺の自然環境や水源、取水施設周辺を汚す事のないように細心の注意を払います。



調査員は  
腕章を装着します

調査員  
株式会社建設技術研究所

調査関係車両は下記の表示を明示します。

## 伊豆縦貫道路事業に関連した 水文調査 実施中

【調査実施機関】

株式会社 建設技術研究所

作業責任者 改田 行司 TEL:080-1124-8110(携帯)

【発注機関】

国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所

計画課 TEL: 055-934-2010

調査の様子

# 回 覧

## 令和3年度河津町社会福祉協議会 会員加入並びに会費納入のお願い

町民の皆様には、平素より本会の活動にご理解ご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、本会では誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの実現のために、高齢者、障害児者、一人親家庭等の福祉向上、並びに児童青少年の健全育成のための活動をはじめ、ボランティアの育成・援助、その他介護保険サービス事業等にも取り組んでおります。

今後も、関係機関・団体と連携し、活動を進めてまいりますので、上記の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの方が会員になっていただけるようご協力をお願い申し上げます。

会員には下記のとおり「普通会员」、「特別会員」の2種類があり、ご加入にあたって会費をご負担して頂くこととなります。これは、自主財源の確保と共に、皆様が地域の福祉を支える一員となり、様々な福祉活動を資金面で援助して頂くという意味をも持っております。どうぞ会員加入へのご理解ご協力をお願い申し上げます。

### 記

◎普通会员（世帯・団体等） 会費 1口（年額） 300円

◎特別会員（個人・団体等） 会費 1口（年額） 2,000円

令和3年4月

河津町社会福祉協議会  
会長 菊池 利定

## ボランティアの募集と活動紹介

少子高齢化社会を迎えた今、誰もが安心して暮らしていくための地域共生社会の実現を目指しています。行政に頼るだけでなく、町民の皆さんが地域福祉活動に参加していくことが求められています。その身近な活動のひとつにボランティア活動があります。あなたの得意分野で活動してみませんか。

- ・ 給食サービスの調理
- ・ 高齢者、障害者の行事支援
- ・ デイサービスセンター介助補助
- ・ 高齢者世帯の見守り・傾聴活動
- ・ 募金活動
- ・ 福祉施設等への慰問
- ・ 災害ボランティア
- ・ 高齢者サロンや居場所の運営
- ・ 移動支援
- ・ 学習支援等

上記の活動以外にもお気軽にお問い合わせ下さい。



「さくらサロンの様子」

2021. 4

社会福祉法人 **河津町社会福祉協議会**

〒413-0504 静岡県賀茂郡河津町田中212-2  
河津町保健福祉センター内

TEL 0558-34-1286

FAX 0558-34-1312

メールアドレス csw-kawazu@po3.across.or.jp  
ホームページ <http://www.shakyo.or.jp/hp/1010/>

### 利用案内

- 月曜日～金曜日  
午前8時15分～午後5時
- 休日 土・日曜日、祝祭日  
及び年末年始

### 案内図



# 社協のしおり

— 住みよい福祉の町づくり —



ふれあいネットワーク

社会福祉法人

**河津町社会福祉協議会**

## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に規定され全国の都道府県及び市区町村に設置されている団体(社会福祉法人)で、民間組織としての自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持っています。

地域で抱えている福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的として、福祉活動の場や仲間づくりなどの援助、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携をすすめ、具体的な福祉サービスを企画、地域のネットワーク作りを推進していきます。

活動に必要な財源は、みなさんからの会費と寄付金、共同募金の助成金及び県・町補助金、介護保険事業収入等によって構成されています。

## 社会福祉協議会の仕事

### 1、法人運営・地域福祉事業部門

- 福祉に関する調査研究
- 広報誌「社協だより」の発行
- 地域福祉活動計画の推進
- 一人暮らし高齢者の集いの開催
- 一人暮らし高齢者等給食サービス
- 男性料理教室の開催
- 介護用具の貸与（車椅子等）
- 障害者社会学級の開催
- 視覚障害者への録音サービス
- 寝たきり高齢者等へ誕生日カードの配布
- 一人親家庭の集いの開催
- 福祉教育の推進
- ボランティア講座の開催

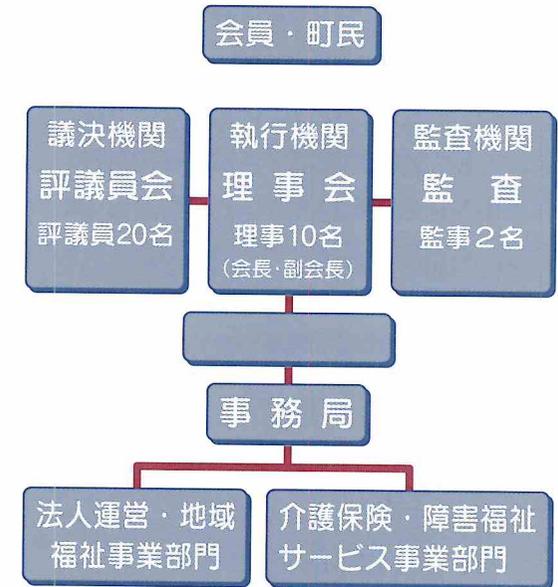
### ○ボランティア活動の推進

- 災害ボランティア事業
- 民生委員児童委員活動の推進
- 福祉団体活動への支援協力
- 共同募金運動への協力
- 生活相談
- 法律相談
- くらしの資金、生活福祉資金の貸付
- 日常生活自立支援事業受託
- 生活困窮者自立支援事業受託
- 成年後見事業受託
- 生活支援体制整備事業受託
- 社会福祉法人間連携の推進

### 2、介護保険・障害福祉サービス事業部門（介護）

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 訪問入浴介護事業
- 通所介護（デイサービス）事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）
- 町要介護認定調査受託
- 介護相談（障害）
- 居宅介護事業
- 重度訪問介護事業
- 同行援護事業
- 町訪問入浴事業受託
- 町移動支援事業受託

## 社協の組織



社会福祉協議会は、略して「社協」と呼ばれています。

## 全戸会員会費制

社協では、活動基盤の充実や自主財源の確保のために町民の皆さんに会員としてご加入頂き、会費の納入をお願いしております。

住みよい福祉の町づくりの事業を推進していくため、町民の皆さんのより一層のご支援ご協力をお願い致します。

- 普通会員(各世帯) 年額1口 300円
- 特別会員(個人、団体) 年額1口 2,000円

## 環境美化の日（町内一斉清掃）について

河津町きれいな町づくり条例に基づき、「環境美化の日」として、町内一斉清掃を下記により実施しますので町民の皆様方のご参加をお願いいたします。

### 記

1、期 日 令和3年5月30日（日）

午前8時～11時頃まで。

#### ◎ 小 雨 決 行

\*大雨等で作業困難な時は、6月6日(日)に延期します。

2、参加者（町内全域）各戸1名の参加をお願いします。

3、実施内容 ◎ 各地区、区長さんの指示により地域の清掃を行って下さい。

収集したごみは「ごみの分別」にしたがって仕分け、エコクリーンセンター東河に運び込んでください

4、注意事項 ◎ 家庭のごみを一緒に出さないで下さい。

刈った草などを海や川へ投棄しないようお願いします。

## 「みんなの手で町を美しく」



担当 河津町町民生活課

34-1932

令和3年4月16日

関 係 各 位

静岡県下田土木事務所  
工事第2課長

## 土地敷地内への立入りについて（お願い）

日頃より静岡県の土木行政に対し御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。  
このたび、賀茂郡河津町峰・田中・笹原地先において、二級河川河津川の護岸補修工事を計画しております。

工事に先立ち設計に必要となる測量を実施するため、裏面に示す範囲において、周辺土地に立ち入り、河川周辺における測量作業を実施したく、御理解と御協力をお願い申し上げます。

御不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先まで御連絡をお願いいたします。

### 記

- 1 測量調査範囲等 裏面位置図のとおり
- 2 測量作業期間 令和3年4月下旬～令和3年6月30日  
\*作業はこの期間内の数日になります。  
作業時間は、午前8時30分から午後5時までの昼間作業です。
- 3 測量方法 作業員が測量機器、赤白ポール等を使用し河川の測量を実施します。  
測量作業時には、作業員は身分証明書を携行するとともに、民地に立ち入りする場合は、お声掛けさせていただきます。
- 4 測量業者名 鈴木設計株式会社 測量調査部 小田 克佳 ・ 山本 周二  
TEL : 055-977-1488
- 5 問い合わせ先 静岡県下田土木事務所 工事第2課 担当 森下 元葵  
TEL : 055-824-2116

# 位置図

(河津市) 河津川沿いに沿っての測量調査範囲



# 第1回 健康づくりハイキング

## 西伊豆町 安城岬を目指して

### 参加者募集！！

今回の健康づくりハイキングは、西伊豆町の田子をスタートし、海を眺めながら海岸沿いを歩いていくコースで、コース各所では壮大な伊豆の海を眺めることができます！春の風を感じながら、西伊豆町を歩いてみませんか？

1. 期 日 令和3年5月23日（日） 7時30分 役場出発～
2. 目的地 西伊豆町田子からスタートして安城岬を目指すコース。【 中級 レベル】  
 <<行 程>> 河津町役場 7:30 出発⇒バス移動⇒  
 田子（スタート）10:00⇒浮島海岸 11:30⇒  
 沢田公園・枯野 12:00⇒昼食 12:00～12:50⇒  
 安城岬ふれあい公園 14:00⇒バス乗車 15:00⇒  
 河津町役場着 17:00
3. 対象者 小学4年生以上（小学生保護者同伴）
4. 募集人員 先着30名（町内者に限ります）
5. 参加費 1,000円（保険代等）※当日集金
6. 持ち物 弁当（昼食用）・雨具・タオル等
7. その他
  - ・中止の場合は午前6時45分頃までに電話連絡します（小雨決行）
  - ・参加者は健康状態に留意し、自己責任において参加して下さい。  
 主催者は傷害・物損、その他の事故について応急処置を除き一切の責任を負いかねます。
  - ・健康マイレージ スタンプポイント対象事業
  - ・新型コロナウイルスの影響等により中止となる場合もありますのでご理解ご協力をお願いします
8. 募集期間 4月26日（月）～受付開始 受付時間 平日の8:15～17:00
9. 申込み 河津町教育委員会 社会教育係 【TEL 0558-34-1117】



インスタ映え！

# 健康体操&筒けん教室

回覧

## 参加者大募集!!



河津町教育委員会では「健康体操&筒けん教室」を下記のとおり開催します。健康体操と今話題のニュースポーツ「筒けん」を1から楽しく行います。専用の道具も貸し出ししますので心配いりません。思わず笑ってしまうような頭と体を使った楽しい体操や、弱った筋肉を元気にする運動など！お気軽に参加して下さい！

### 記

- 1. 日時** 令和3年5月10日(月)、24日(月)、31日(※全3回開催)  
19時30分~20時30分
- 2. 場所** 南小学校 体育館
- 3. 講師** 河津町スポーツ推進委員
- 4. 対象者** 40歳以上の方
- 5. その他**
  - ・参加費:無料(定員20名)
  - ・持ち物:体育館シューズ、タオル、飲み物、スモールボール(マイボールのある方)
  - ・参加される際、現在持病、あるいは通院をされている方は事前に医師の診断を受けて参加して下さい。
- 6. 申込み** 教育委員会まで、氏名・住所・電話番号を連絡して下さい  
※締切 5月6日(木)まで
- 7. 備考** 当日はマスクの持参、消毒・検温へご協力をお願いします  
今後の感染状況等により中止になる場合もありますのであらかじめご了承ください  
GW中は問い合わせができませんのでご注意ください

河津町教育委員会:社会教育係  
TEL:0558-34-1117  
FAX:0558-34-0295

# 回覧

令和3年4月20日

町民各位

日本赤十字社河津分区長

## 令和3年度日赤活動への協力について（依頼）

日頃より、赤十字事業にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、本年も5月を中心に赤十字思想の普及と赤十字会員増進運動を実施することとなりました。

つきましては、赤十字事業の果たす役割をご理解いただき、1世帯500円以上の会費にご協力頂きますようお願い申し上げます。

問合せ先

河津町役場健康福祉課

電話 34-1937

# 河津町医療機関・薬局一覧

令和3年3月現在

| 病院・診療所名     | 住所            | 電話<br>(0558) | 休診日<br>定休日           | 診療科目                          |
|-------------|---------------|--------------|----------------------|-------------------------------|
| 河津浜病院       | 河津町川津筏場1512-7 | 35-7321      | 月～金曜の午後・<br>土・日曜・祝祭日 | 精                             |
| 伊豆今井浜病院     | " 見高178       | 34-1123      | 土・日曜・祝祭日             | 内・小・外・整・<br>婦・眼・耳鼻咽<br>皮膚・循環器 |
| 上河津診療所      | " 下佐ヶ野71-1    | 36-8606      | 木曜午後・土曜<br>日曜・祝祭日    | 内・小・外                         |
| 佐藤医院        | " 浜183-5      | 32-0551      | 金曜・土曜<br>日曜・祝祭日      | 外・整・内                         |
| かわづクリニック    | " 笹原301-2     | 32-2766      | 木曜午後・土曜午後<br>日曜・祝祭日  | 小・内                           |
| 鳥澤皮膚科医院     | " 浜101        | 34-0050      | 月～金曜午後<br>土曜・日曜・祝祭日  | 皮                             |
| 庄内歯科クリニック   | " 浜146-4      | 34-0711      | 土曜・日曜・祝祭日            | 歯<br>訪問診療可                    |
| ヒ口歯科クリニック   | " 浜157-2      | 34-1234      | 日曜・祝祭日               | 歯<br>訪問診療可                    |
| 石原歯科医院      | " 浜180-3      | 34-0034      | 水曜・日曜・祝祭日            | 歯<br>訪問診療可                    |
| 中村屋歯科医院     | " 田中207-5     | 32-0655      | 木曜午後<br>日曜・祝祭日       | 歯<br>訪問診療可                    |
| ワズデンタルクリニック | " 下佐ヶ野52-4    | 66-1034      | 月曜・火曜・<br>金曜・祝祭日     | 歯                             |
| ヒカリ薬局 河津店   | " 笹原301-3     | 37-0808      | 日曜・祝祭日               | 保険薬局<br>(処方箋受付薬局)             |
| 丸善薬局        | " 浜142-2      | 32-1146      | 日曜・祝祭日               | 保険薬局<br>(処方箋受付薬局)             |
| ゆがの薬局 本店    | " 浜149-4      | 34-0150      | 日曜日                  | 保険薬局<br>(処方箋受付薬局)             |
| 今井浜薬局       | " 見高164-11    | 34-2500      | 第1・3・5土曜<br>日曜・祝祭日   | 保険薬局<br>(処方箋受付薬局)             |
| 上河津薬局       | " 下佐ヶ野374     | 35-0101      | 木曜午後・土曜<br>日曜・祝祭日    | 保険薬局<br>(処方箋受付薬局)             |
| ウエルシア薬局河津店  | " 浜94-2       | 34-2888      | 日曜・祝祭日は<br>処方箋受付不可   | 保険薬局<br>(処方箋受付薬局)             |

# 健康係年間行事予定表

令和3年度版

## 目次

- |                                 |                                |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 1. 母子健康手帳交付・妊婦健康相談              | 16. 胃がん検診……………(10)             |
| 2. ママパパ学級……………(1)               | 17. 肺がん検診・結核健診                 |
| 3. 産後ケア事業                       | 18. 大腸がん検診                     |
| 4. スキンシップセミナー……………(2)           | 19. 乳がん検診(超音波(エコー)検査)……………(11) |
| 5. 育児相談                         | 20. 乳がん検診(マンモグラフィ)             |
| 6. 2歳児健康相談……………(3)              | 21. 子宮頸がん検診……………(12)           |
| 7. 乳幼児の健康診査……………(4)             | 22. 骨粗鬆症検診                     |
| 8. のびのび発達検査                     | 23. 歯周病検診                      |
| 9. 健診事後教室ころぼっくる・かっぱっぱ           | 24. 24時間電話健康相談ダイヤル……………(13)    |
| 10. フッ素洗口事業・フッ素継続事業<br>……………(5) | 25. ふじ33プログラム実践教室……………(14)     |
| 11. こども医療費助成制度                  | 26. 健康マイレージ……………(15)           |
| 12. 不妊治療費等助成制度……………(6)          | 27. 新型コロナワクチン予防接種……………(16)     |
| 13. 予防接種……………(7),(8)            | ◆こころはお元気ですか?……………(17)          |
| 14. 特定健康診査・総合健診……………(9)         | ◆地域包括支援センターの紹介……………(18)        |
| 15. B型・C型肝炎ウイルス検診……………(10)      | ◆河津町医療機関・薬局一覧表                 |

河津町の保健行事は、このしおりに基づいて行いますので  
目につく場所に保管してください。

〔各事業の実施日や会場は、医療機関の都合等で変更する場合がありますのでご了承ください。〕

河津町 保健福祉センター

健康福祉課 健康係

〒413-0595 河津町田中212-2  
TEL 0558-34-1937  
FAX 0558-34-1811

## 1. 母子健康手帳交付及び妊婦健康相談

妊娠したことがわかったら、母子健康手帳の交付を受けましょう。  
母子健康手帳交付日にあわせて、健康相談を行っていますので、お気軽にご利用ください。

### 〈母子健康手帳交付・妊婦健康相談日程〉

時間：原則毎月第1・3月曜日 13:30～15:30 ※5月は第2・4月曜日

場所：保健福祉センター

持ち物：妊娠届（病院で配布された場合ご持参ください）

本人確認書類・個人番号（マイナンバー）確認書類・印鑑

| 月  | 実施日       | 月   | 実施日       |
|----|-----------|-----|-----------|
| 4月 | 5日・19日    | 10月 | 4日・18日    |
| 5月 | 10日・24日   | 11月 | 1日・15日    |
| 6月 | 7日・21日    | 12月 | 6日・20日    |
| 7月 | 5日・19日    | 1月  | 4日(火)・17日 |
| 8月 | 2日・16日    | 2月  | 7日・21日    |
| 9月 | 6日・21日(火) | 3月  | 7日・22日(火) |



※交付日に都合が悪い場合随時交付します。事前に電話にてご連絡ください。

※個人番号（マイナンバー）の提示が必要となります。本人確認書類と個人番号（マイナンバー）確認書類をご持参ください。ご家族等代理人の方が来所される場合、事前に電話にてご連絡ください。

## 2. ママパパ学級 ～ご家族の参加も大歓迎！～

産院の母親学級では聞けない、町の子育てに関する情報や出産後の話、絵本の話など、盛りだくさんな内容です。託児もありますので、ランチを食べながら楽しく過ごしましょう。

| 日程  | 4月20日(火)                                                                                                                                                                              | 7月27日(火) | 10月19日(火) | 1月18日(火) |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|----------|
| 時間  | 10:00～14:00(受付9:45～)                                                                                                                                                                  |          |           |          |
| 内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ブックトーク ～絵本のはなし～</li> <li>●妊娠から産後までの生活</li> <li>●町の子育て支援事業</li> <li>●妊娠中の食事について</li> <li>●母と子の歯科の話</li> <li>●新生児の沐浴(お風呂)～人形を使っての練習～</li> </ul> |          |           |          |
| 持ち物 | 母子健康手帳、ママパパ学級テキスト                                                                                                                                                                     |          |           |          |

栄養士が監修した、ママに食べて欲しいヘルシーランチ付き☆

※準備の都合上、予約制とさせていただきます。託児希望の方はその旨をお知らせください。

## 3. 産後ケア事業

お母さんと赤ちゃんの生活リズムづくりのため、産院や助産院でショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）を利用し、母子のケアや授乳指導・育児相談等が受けられる事業です。

### ○利用できる方

出産後、自分の体調や育児に不安があるお母さんと赤ちゃん（出産後1年未満の産婦及び乳児が対象です。）

※医療行為の必要な方は利用できません。

### ○ケア内容

施設利用中は母子の体調にあわせ、以下のサービスを受けることができます。

- ・母体ケア（母体の健康状態、子宮の収縮等のチェック）
- ・乳児ケア（乳児の健康状態、体重、栄養等のチェック）
- ・育児相談、授乳指導、沐浴指導 等

利用方法や利用料等、詳しい内容は健康係保健師までお問い合わせください。



## 4. スキンシップセミナー

まだ言葉の話せない赤ちゃんとも肌をふれ合わせることで、絆を深めてみませんか？



| 日程   | 夏コース                                                                                                                                                                                        | ①5月13日(木) | ②5月26日(水)  | ③6月4日(金)  | ④6月9日(水)   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------|-----------|------------|
|      | 冬コース                                                                                                                                                                                        | ①11月4日(木) | ②11月18日(木) | ③12月8日(水) | ④12月16日(木) |
| 時間   | 10:00～12:00(受付9:45～)                                                                                                                                                                        |           |            |           |            |
| 内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・助産師やインファントマッサージインストラクターの資格を持つ講師が、親子のスキンシップやコミュニケーションを図る方法について実技を交えて紹介します。</li> <li>・セミナー終了後はママ同士の交流の時間を設けてあります。この機会に日頃の悩みや疑問などを語り合しましょう。</li> </ul> |           |            |           |            |
| 対象者  | 月齢2か月～ハイハイ前の時期のお子さんとその保護者                                                                                                                                                                   |           |            |           |            |
| 持ち物等 | 母子健康手帳、バスタオル、タオル、オムツ、授乳用品                                                                                                                                                                   |           |            |           |            |

※4回1コースの内容になっていますが、いずれか1回の参加でもかまいません。

※準備の都合上、予約制とさせていただきます。託児希望の方はその旨をお知らせください。

## 5. 育児相談

子育てには悩みがつきもの……一人で悩まないで、どんどん相談してください。

対象者：子育て中の保護者

場 所：保健福祉センター ふれあいホール

時 間：10:00～11:30

日 程：毎月第1火曜日

赤ちゃんから就園前のお子さんまで、  
交流の場にもなっています。計測だ  
けでもOK! お気軽にどうぞ☆☆

|        |       |       |       |      |      |
|--------|-------|-------|-------|------|------|
| 4月6日   | 5月11日 | 6月1日  | 7月6日  | 8月3日 | 9月7日 |
| 10月12日 | 11月2日 | 12月7日 | 1月11日 | 2月1日 | 3月1日 |

注) 5月・10月・1月は第2火曜日の実施です。

内 容：身体測定、離乳食や子どもの食事に関する相談、育児についての相談

☆5月・7月・9月・11月・1月・3月は、歯科衛生士による  
歯科相談とフッ素塗布（希望者）があります。

持ち物：母子健康手帳



## 6. 2歳児健康相談

2歳頃になると動きも活発になり、自我も芽生え始めるため対応に困ることや心配なこともあるかと思えます。また、むし歯も増え始める時期です。保健師・管理栄養士・歯科衛生士に日常の困りごとを話してみませんか。

対象者：2歳になったお子さん（対象者には通知でお知らせします。）

場 所：保健福祉センター ふれあいホール

受付時間：9:00～9:15

日 程：隔月第1火曜日

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 5月11日 | 7月6日  | 9月7日 |
| 11月2日 | 1月11日 | 3月1日 |

注) 5月・1月は第2火曜日の実施です。

内 容：問診、身体測定、唾液検査、保健指導、  
個別栄養指導、個別歯科指導（希望者にフッ素塗布）

持ち物：母子健康手帳



## 7. 乳幼児の健康診査

お子様の健やかな成長を願い、生まれてから3歳までの間に  
下記の健診があります。

対象者には郵送にてご案内します。忘れずに受診してください。

下記の健診では健診費用の自己負担はありませんが、個人都合  
で医療機関を受診した場合、健診費用は全額実費となります。



### ♪4か月児・10か月児健康診査

| 実施日       | 4か月児     | 10か月児   |
|-----------|----------|---------|
| 4月22日(木)  | R 2年12月生 | R 2年6月生 |
| 5月27日(木)  | R 3年1月生  | 7月生     |
| 6月24日(木)  | 2月生      | 8月生     |
| 7月15日(木)  | 3月生      | 9月生     |
| 8月19日(木)  | 4月生      | 10月生    |
| 9月30日(木)  | 5月生      | 11月生    |
| 10月28日(木) | 6月生      | 12月生    |
| 11月25日(木) | 7月生      | R 3年1月生 |
| 12月23日(木) | 8月生      | 2月生     |
| 1月27日(木)  | 9月生      | 3月生     |
| 2月24日(木)  | 10月生     | 4月生     |
| 3月24日(木)  | 11月生     | 5月生     |

受付時間：4か月児…13:00～13:15、10か月児…13:15～13:30

場 所：保健福祉センター ふれあいホール

内 容：問診、身体測定、内科診察、保健・歯科・栄養指導、離乳食の試食、ブックスタート

### ♪1歳6か月児・3歳児健康診査

| 実施日       | 1歳6か月児         | 3歳児              |
|-----------|----------------|------------------|
| 5月20日(木)  | R元年10・11月生     | H30年4・5月生        |
| 7月8日(木)   | R元年12月生・R2年1月生 | 6・7月生            |
| 9月16日(木)  | R2年2・3月生       | 8・9月生            |
| 11月11日(木) | 4・5月生          | 10・11月生          |
| 1月20日(木)  | 6・7月生          | H30年12月生・H31年1月生 |
| 3月17日(木)  | 8・9月生          | 2・3月生            |

受付時間：1歳6か月児…12:45～13:00、3歳児…13:00～13:15

場 所：保健福祉センター ふれあいホール

内 容：問診、尿検査（3歳児）、身体測定、唾液検査、内科診察、歯科診察、保健指導、  
個別栄養指導、個別歯科指導（希望者にフッ素塗布）、視力検査（3歳児）

## 8. のびのび発達検査



### ♪ のびのび発達検査 ♪ (予約制)

子どもの言葉の発達、気になる癖や行動、しつけ等で心配なことがある方、2か月に1回 発達検査、個別相談がありますので、利用を希望する方は保健師までご連絡ください。

## 9. 健診事後教室(ころぼっくる・かっぱっぱ【登録制】)

言葉がゆっくり、気になる癖や行動がある等、お子様の育ちを心配されている保護者の方を対象に、小集団での遊びを通じてかわりを持つ教室を行っています。

日 程：月1回 火曜日

|        |        |        |       |       |       |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 4月27日  | 5月25日  | 6月29日  | 7月20日 | 8月31日 | 9月28日 |
| 10月26日 | 11月30日 | 12月21日 | 1月25日 | 2月22日 | 3月15日 |

場 所：保健福祉センター ふれあいホール

内 容：親子遊び、小集団での遊び、相談

未就園のお子様は  
「ころぼっくる」対象  
時 間：10：30～11：45  
(受付10：00～)



幼稚園年少以上の年齢のお子様は  
「かっぱっぱ」対象  
時 間：14：30～16：00  
(受付14：00～)

## 10. フッ素洗口事業・フッ素洗口継続事業

むし歯予防として、思いつくのは歯磨きやおやつについてですが、歯磨きや甘味制限だけでは防げないむし歯もあります。町では歯の質・形状が原因となるむし歯に対して『フッ素』を使ったむし歯予防をお勧めしています。

### ●フッ素洗口事業

各施設を会場として、むし歯予防専用のフッ素洗口剤を用いて約1分間のぶくぶくうがいを行うものです。

【さくら幼稚園】4・5歳児の希望者に対し、週1回法で実施しています。

【わかば保育園】4・5歳児の希望者に対し、週5回法で実施しています。

【西小学校】1～3年生の希望者に対し、週1回法で実施しています。

### ●フッ素洗口継続事業

幼稚園・保育園でフッ素洗口事業に参加していたお子さんが、小学校に上がっても家庭でフッ素洗口を続けられるよう、歯科検診・フッ素の配付を行っています。



## 11. こども医療費助成制度

河津町こども医療費助成制度は、町に住所がある高校生世代までのこどもが、医療機関を受診した際にかかる保険対象医療費の自己負担金分を町が負担する制度です。

### ◎対象者について

町内に住所のある高校生世代(18歳以下)までのこども。(こども本人が生計を維持している場合を除く。)

### ◎通院について

こどもの通院にかかる保険対象医療費のうち自己負担金分

### ◎入院について

こどもの入院にかかる保険対象医療費のうち自己負担金分  
(平成29年10月から、入院時食事療養費標準負担額も、助成対象となりました。)

### ◎有効期限

10月から翌年9月までが有効期間となり、毎年更新されます。(自動更新)  
18歳に達した時はその年度末(3月31日)が有効期限となります。

### ＜注意事項＞

- ☆ お子さんが生まれた時や転入してきた時は、こども医療費助成制度の手続きをしてください。お子さんが加入する健康保険証、印鑑、保護者の金融機関の通帳を持参してください。
- ☆ 受診の際“受給者証”を忘れずと制度の適用を受けられませんのでご注意ください。
- ☆ 静岡県外では、使用できません。この場合、こども本人名(領収書(レシート不可)、印鑑)を持参し、役場健康福祉課で還付手続きをしてください。
- ☆ 河津町から転出する場合“受給者証”は必ず町へ返却してください。また県内の他市町へ異動した時は、転出先の市町で“受給者証”の交付を受けてください。
- ☆ “受給者証”の記載事項に変更が生じた時や加入している健康保険に変更があった時は、役場健康福祉課で手続きをしてください。

## 12. 不妊治療費等助成制度

不妊に悩む夫婦が負担する不妊治療等に要する費用(治療費と通院に要した交通費)の一部を助成することにより、その経済的な負担を軽減し、少子化対策の推進を図ることを目的とする制度です。

◎対象者：河津町に住所があり、医療保険各法の被保険者または被扶養者で町税に滞納がない者

◎助成区分：

- ①一般不妊治療は、本人負担額の2分の1、1回2万円を限度に年間10万円まで。
  - ②一般不妊治療(人工授精)は、年度ごとに本人負担額の10分の7、63,000円を限度とする。  
(注：①②の助成を同時に申請することはできません)
  - ③特定不妊治療は、本人負担額の2分の1、1回15万円を限度に、年2回まで。  
(体外受精、顕微授精、男性不妊治療に関わる手術(TESE、MESA等))
  - ④不育症治療は、年度ごとに本人負担額の10分の7、241,500円を限度とする。
- ◎助成金交付申請は、不妊治療等を受けた年度内(ただし、1月～3月に治療が終了した場合は、治療終了から90日以内)に申請してください。ただし、県特定不妊治療助成制度を併用する場合には、県補助金確定後30日以内に申請してください。

## 13. 予 防 接 種

予防接種は、ワクチンを接種して病気に対する免疫をつくり、個人が感染症にかかること、あるいは地域での感染症流行の予防を目的としています。予防接種を受けずに感染症にかかると、症状が重くなり、治療しても後遺症を残したり、死亡することもあります。予防接種を受けると、感染症にかからずに済んだり、またかかっても症状が軽く済みます。

### ①高齢者の予防接種

| インフルエンザ（インフルエンザワクチン）                                                |                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 65歳以上の者<br>60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者 | 接種時期：令和3年10月～令和3年12月<br>接種料より自己負担額を差し引いた額を町が負担します。<br>対象者には9月下旬にお知らせします。                           |
| 高齢者肺炎球菌感染症（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）                                   |                                                                                                    |
| 過去にこのワクチンを接種したことがない者で令和3年度に下記の年齢になる者                                | 接種時期：令和3年9月～令和4年3月<br>接種料より自己負担額を差し引いた額を町が負担します。<br>対象者には8月頃にお知らせします。<br>※新型コロナワクチン接種に伴い接種予定が遅れます。 |
| 65歳（昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生）                                          |                                                                                                    |
| 70歳（昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生）                                          |                                                                                                    |
| 75歳（昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生）                                          |                                                                                                    |
| 80歳（昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生）                                          |                                                                                                    |
| 85歳（昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生）                                          |                                                                                                    |
| 90歳（昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生）                                            |                                                                                                    |
| 95歳（大正15年4月2日生～昭和1年4月1日生）                                           |                                                                                                    |
| 100歳（大正10年4月2日生～大正11年4月1日生）                                         | ※新型コロナワクチン接種に伴い接種予定が遅れます。                                                                          |
| 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者            |                                                                                                    |

### ②成人の予防接種

- ◇風しん予防接種の機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性は、令和元年4月1日～令和4年3月31日までの3年間に限り、定期予防接種の対象となりました。
- ◇予防接種を受けるには、風しんの抗体検査結果を確認することが必要となり、対象者は抗体検査と予防接種どちらも公費負担で受けることができます。

### ③子どもの予防接種

◇子どもの予防接種は、種類によって個別接種と集団接種があります。対象者には町から案内を送付します。

**【医療機関での個別接種の場合】** 町からの案内を受けた後、指定された医療機関で予約を取り、接種を受けてください。

**【集団接種の場合】** 日時を確認の上、会場へお越しください。指定の日に接種を受けられない場合は、健康福祉課へご連絡ください。指定の日に接種を受けられず日程を変更した場合や、任意接種を受ける場合は、前後の予防接種との接種間隔にご注意ください。

#### 《令和3年度新規事業》

◇11歳から13歳未満（小学6年生）で接種する二種混合予防接種（定期予防接種）を、百日咳ワクチンの効果を高めるため三種混合予防接種（任意予防接種）で接種した場合、二種混合予防接種分を助成します。（申請に基づき償還払いにより助成します。）

## 子どもの予防接種予定表(定期予防接種)

|                                                                                                                  |                                                                                       |                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| <b>H i b 感染症(ヒブワクチン)</b><br>初回：生後2か月～12か月の間に3回<br>追加：初回終了後7～13か月の間に1回                                            |                                                                                       | 町からの案内後、医療機関にて個別接種                                           |
| <b>小児肺炎球菌感染症(小児用肺炎球菌ワクチン)</b><br>初回：生後2か月～12か月の間に3回<br>追加：生後12～15か月の間に1回<br>(初回終了後60日以上の間隔をおいて)                  |                                                                                       |                                                              |
| <b>ジフテリア・破傷風・百日咳<sup>ボ リ オ</sup>・急性灰白髄炎<br/>(四種混合ワクチン)</b><br>1期初回：生後3か月～12か月の間に3回<br>1期追加：1期初回完了後1年～1年半後に1回     |                                                                                       |                                                              |
| <b>B 型肝炎</b><br>生後2か月～1歳未満で3回                                                                                    |                                                                                       |                                                              |
| <b>ロタウイルス感染症(ロタワクチン)</b><br>・2回(1価)接種ワクチン：生後6週から開始、24週までに2回<br>・3回(5価)接種ワクチン：生後6週から開始、32週までに3回<br>どちらか一方のワクチンで接種 |                                                                                       | 5月27日(木) 7月15日(木)<br>9月30日(木) 11月25日(木)<br>1月27日(木) 3月24日(木) |
| <b>結 核(B C G)</b><br>生後5か月～8か月の間に1回                                                                              |                                                                                       |                                                              |
| 同時接種                                                                                                             | <b>麻しん・風しん(MR混合ワクチン)…1期</b><br>1期：1歳～2歳未満で1回                                          | 町からの案内後、医療機関にて個別接種                                           |
|                                                                                                                  | <b>みずぼうそう(水痘ワクチン)…1回目</b><br>1回目：生後12か月～15か月の間に1回                                     |                                                              |
|                                                                                                                  | <b>みずぼうそう(水痘ワクチン)…2回目</b><br>2回目：1回目終了後6か月～12か月までの間に1回(3歳未満)                          |                                                              |
|                                                                                                                  | <b>麻しん・風しん(MR混合ワクチン)…2期</b><br>2期：5歳以上7歳未満で1回(小学校入学前の1年間)                             | 4月1日(木)…………今年度6歳になる児                                         |
|                                                                                                                  | <b>日本脳炎(日本脳炎ワクチン)…幼児</b><br>1期初回：3歳～4歳未満で2回<br>1期追加：4歳～5歳未満で1回<br>(1期初回2回目の接種から約1年後)  | 6月1日(火) 6月22日(火)<br>※1期追加接種は、日程が決まり次第対象者に通知                  |
|                                                                                                                  | <b>日本脳炎(日本脳炎ワクチン)…小学生以上</b><br>2期：小学4年生で1回(1期接種後5年程度空ける)<br>(20歳未満で積極的勧奨差し控えにより未接種の者) | 町からの案内後、医療機関にて個別接種                                           |
|                                                                                                                  | <b>ジフテリア・破傷風(二種混合ワクチン)</b><br>2期：小学校6年生で1回                                            | 町からの案内後、医療機関にて個別接種<br>※三種混合ワクチンで接種した場合、二種混合ワクチン接種分の接種費用助成あり。 |
|                                                                                                                  | <b>ヒトパピローマウイルス感染症<br/>(子宮頸がん予防ワクチン)</b><br>中学1年生で3回(中学2～高校1年生の未接種の者)                  | 積極的な接種勧奨は差控えております。希望により医療機関にて個別接種が可能です。                      |

## 14. 特定健康診査・総合健診

マイレージポイント：5P

町では、40～75歳未満の国民健康保険加入者に対して、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」に着目した特定健診を実施します。

75歳以上の人は「後期高齢者医療制度」に加入していますが、町が委託を受けて健診を実施します。

対象者へは国民健康保険の係より郵送にてご案内します。

40～75歳未満の国保加入者以外の方は加入保険者にご確認ください。



### 日程

| 実施日      | 対象年齢    | 受付時間            | 実施日                        | 対象年齢  | 受付時間            |
|----------|---------|-----------------|----------------------------|-------|-----------------|
| 9月3日(金)  | 40歳～74歳 | 13:00～<br>15:00 | 10月7日(木)                   | 75歳以上 | 13:00～<br>15:00 |
| 9月4日(土)  |         |                 | 10月8日(金)                   |       |                 |
| 10月4日(月) |         |                 | 10月30日(土)                  |       |                 |
| 10月5日(火) |         |                 | 予約制：申込方法など詳細は追って<br>連絡します。 |       |                 |
| 10月6日(水) |         |                 |                            |       |                 |

会場：保健福祉センター

負担金：・40歳～74歳 1,000円 ・75歳以上 500円

※特定健診受診の際は、肺がん検診・大腸がん検診も同日に受診できます。

## ～ 総合健診の受診が便利です。～

○総合健診は、特定健診、胃がん・肺がん・大腸がん検診が1日で受診できます。

特定健診のみ受診希望の方も受診できます。

○対象者：40～74歳の国保加入者

○受診方法：予約制 申込方法は追って連絡します。

| 実施日       | 受付時間      |
|-----------|-----------|
| 10月5日(火)  | 6:30～8:00 |
| 10月8日(金)  |           |
| 10月30日(土) | 8:00～9:30 |

マイレージポイント：  
最大14P

※検診車の都合により、胃がん検診を同時実施できる人数に制限があります。

【特定健診に関するお問い合わせ 健康福祉課 保険年金係(☎34-1937)】

## 15. B型・C型肝炎ウイルス検診

マイレージポイント：3P

肝炎ウイルス、特にC型肝炎ウイルスは20年以上の長い年月を経て、肝硬変さらに肝がんを発症することがあります。肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及すること、肝炎ウイルスが現在身体の中に「いる」か「いない」を判定し、「いる」人には自己管理に役立てることを目的に実施します。

|       |                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者   | 今年度40歳になる者（昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生まれ）<br>今年度に45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる者のうち、過去に1度も肝炎ウイルス検査を受けていない者 |
| 日時・場所 | 特定健康診査と同日実施                                                                                     |
| 内容    | 問診、血液検査                                                                                         |
| 受診方法  | 予約制：受診票は対象者に郵送 受診票記入の上、会場へ持参                                                                    |

## 16. 胃がん検診

マイレージポイント：3P

日本人の死亡率が高い胃がんですが、早期の胃がんでは「治るがん」といえるくらい治療成績が良くなっています。早期発見のためには是非受診しましょう。

| 日程                                          | 場所                                                    | 受付時間                                                                              |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 7月20日(火)                                    | オレンヂセンター駐車場                                           | 【予約が必要です】<br><br>① 6:30<br>② 7:00<br>③ 7:30<br>④ 8:00<br>⑤ 8:30<br><br>※各時間枠5～10名 |
| 21日(水)                                      | 下佐ヶ野コミュニティ防災センター                                      |                                                                                   |
| 24日(土)                                      | 保健福祉センター                                              |                                                                                   |
| 26日(月)                                      | 笹原コミュニティ防災センター                                        |                                                                                   |
| 27日(火)                                      | 踊り子温泉会館                                               |                                                                                   |
| 28日(水)                                      | 河津駅前広場                                                |                                                                                   |
| 29日(木)                                      | 保健福祉センター                                              |                                                                                   |
| 30日(金)                                      | 保健福祉センター                                              |                                                                                   |
| 10月28日(木)                                   | 保健福祉センター（予備）                                          |                                                                                   |
| 29日(金)                                      | 保健福祉センター（予備）                                          |                                                                                   |
| 対象者                                         | 40歳以上の者 ※80歳以上の方は医療機関受診をお勧めします。                       |                                                                                   |
| 内容                                          | 問診、胃部間接撮影（バリウム服用後）<br>（肺がん検診・大腸がん検診も同日に受診できます。）       |                                                                                   |
| 負担金                                         | 900円（70歳以上は無料）                                        |                                                                                   |
| 受診方法                                        | 予約制：詳しい受診方法は、6月頃お知らせします。<br>受診票記入の上、会場へ持参（受診票は対象者に郵送） |                                                                                   |
| 注意）半年以内に、胃部X線検査・内視鏡検査（胃カメラ）を受けている方は受診できません。 |                                                       |                                                                                   |



## 17. 肺がん検診・結核健診

マイレージポイント：3P

事業所などで検診を受けていない方は肺がん検診を受けてください。特に高齢者で結核にかかる人が増えていきますので、65歳以上の方は是非受けてください。

|                                     |                                 |                        |
|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| 日時・場所                               | 特定健康診査・胃がん検診と同時実施               |                        |
| 肺がん検診                               | 40歳以上の者                         | 問診、<br>胸部X線撮影（前後2方向）   |
| 結核健診                                | 65歳以上の者                         |                        |
| 喀痰検査                                | 50歳以上で喫煙指数が600以上の者              | 問診、<br>喀痰検査（3日間痰をとり提出） |
| 負担金                                 | 胸部X線：無料 喀痰検査：600円（70歳以上は無料）     |                        |
| 受診方法                                | 予約制：受診票は対象者に郵送<br>受診票記入の上、会場へ持参 |                        |
| 注意）半年以内に、職場検診等で胸部X線検査を受けた方は受診できません。 |                                 |                        |

※喫煙指数が600以上の方は、胸部X線撮影とともに喀痰検査をお勧めします。

喫煙指数とは

1日に吸う本数 × 吸い始めてからの年数

## 18. 大腸がん検診

マイレージポイント：3P

大腸がんは近年急激に増加し、今も増え続けているがんです。2日間の便を採取する簡単な検査です。是非受診してください。

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 対象者   | 40歳以上の者                                       |
| 日時・場所 | 特定健康診査、胃がん検診と同時実施                             |
| 内容    | 問診、便潜血反応検査（便中の目に見えない血液を化学反応で調べる検査）            |
| 負担金   | 300円（70歳以上は無料）                                |
| 受診方法  | 2日間便を採り、受診票記入の上、会場に持参。<br>（受診票・検査キットは、対象者に郵送） |

## 19. 乳がん検診(超音波(エコー)検査)

マイレージポイント：3P

30歳代を対象としたエコーによる乳がん検診を行います。30歳代の女性は乳腺が発達しているため、マンモグラフィよりもエコーによる検査が適しているといわれています。

|                                                   |                                      |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 対象者                                               | 30歳～39歳女性<br>（昭和57年4月2日～平成4年4月1日生まれ） |
| 日程                                                | 令和3年6月14日(月)・15日(火)                  |
| 場所                                                | 保健福祉センター ふれあいホール                     |
| 内容                                                | 問診、超音波(エコー)検査                        |
| 負担金                                               | 700円                                 |
| ※予約制：受診方法は4月末頃に郵送にてご案内します。<br>※子宮頸がん検診も同時に実施できます。 |                                      |

## 20. 乳がん検診(マンモグラフィ)

マイレージポイント：3P

乳がんは日本の女性のがんの中でも罹患する人が多く、がんによる死亡原因の上位に位置するがんです。がんによる死亡リスクを減らすため、2年に1度はマンモグラフィによる検診を受けましょう。

|                                                                                                     |                                            |                  |                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------|------------------------------|
| 対象者                                                                                                 | 40歳以上で昨年度乳がん検診を受けていない者<br>（昨年度受診した方は対象外です） |                  |                              |
| 受診方法                                                                                                | 集団検診<br>（検診車）                              | 日程               | 令和3年6月14日(月)・15日(火)、7月27日(火) |
|                                                                                                     |                                            | 場所               | 保健福祉センター                     |
| 受診方法                                                                                                | 個別検診<br>（医療機関）                             | 日程               | 令和3年6月～8月、令和4年1月～2月          |
|                                                                                                     |                                            | 場所               | 伊豆今井浜病院・下田メディカルセンター          |
| 負担金                                                                                                 |                                            | 1,100円（70歳以上は無料） |                              |
| 内容                                                                                                  |                                            | 問診、マンモグラフィ       |                              |
| ※予約制：詳しい日程や受診方法については、4月末頃にお知らせします。<br>※集団検診・個別検診で受診方法が異なります。詳細は案内通知をご覧ください。<br>※昨年度未受診者に郵送にてご案内します。 |                                            |                  |                              |

## 21. 子宮頸がん検診

マイレージポイント：3P

日本で子宮頸がん罹患する人は30～40歳代で増加傾向にあります。2年に1度受診しましょう。



|                                                                                           |                                              |                  |                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------|
| 対象者                                                                                       | 20歳以上で昨年度子宮頸がん検診を受けていない者<br>（昨年度受診した方は対象外です） |                  |                                         |
| 受診方法                                                                                      | 集団検診<br>（検診車）                                | 日程               | 令和3年6月14日(月)・15日(火) ※2日間のみ実施            |
|                                                                                           |                                              | 場所               | 保健福祉センター ふれあいホール                        |
| 受診方法                                                                                      | 個別検診<br>（医療機関）                               | 日程               | 令和3年6～8月・令和4年1～2月                       |
|                                                                                           |                                              | 場所               | 伊豆今井浜病院・伊豆東部病院・臼井医院・小川クリニック・下田メディカルセンター |
| 負担金                                                                                       |                                              | 1,000円（70歳以上は無料） |                                         |
| 内容                                                                                        |                                              | 問診、子宮頸部の細胞診      |                                         |
| ※予約制：詳しい日程や受診方法については、5月頃にお知らせします。<br>※集団検診では、乳がん検診（40歳以上：マンモグラフィ、30歳代：乳腺超音波検査）も同時に受診できます。 |                                              |                  |                                         |

## 22. 骨粗鬆症検診

マイレージポイント：3P

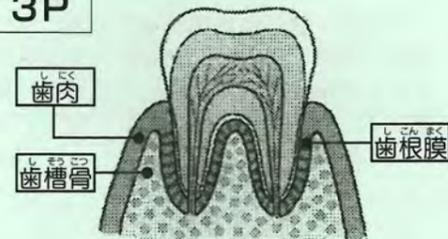
寝たきりや要介護状態になる原因の一つである「骨折」。予防するためには、若いうちから骨を丈夫に保つことが大切です。骨密度測定を受けて自分の骨の状態を知り、骨粗鬆症予防に役立てましょう。

|                                  |                                      |     |              |
|----------------------------------|--------------------------------------|-----|--------------|
| 対象者                              | 今年度 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる女性 |     |              |
| 受診方法                             | 集団検診<br>(検診車)                        | 実施日 | 令和3年7月13日(火) |
|                                  |                                      | 場所  | 保健福祉センター     |
| 受診方法                             | 個別検診<br>(医療機関)                       | 実施日 | 令和3年6月～8月    |
|                                  |                                      | 場所  | 伊豆今井浜病院      |
| 内容                               | 問診、手首から肘までのX線撮影                      |     |              |
| 負担金                              | 700円(70歳以上は無料)                       |     |              |
| ※予約制：詳しい日程や受診方法は、5月頃に郵送にてご案内します。 |                                      |     |              |

## 23. 歯周病検診

マイレージポイント：3P

歯を失う原因は、むし歯と歯周病がほとんど。歯周病は自覚症状のないまま進行しますので、気づいた頃には手遅れということも少なくありません。歯周病が他の病気の発症や悪化にも関連することがわかっています。この機会を逃さず受診しましょう。



|                              |                         |  |  |
|------------------------------|-------------------------|--|--|
| 対象者                          | 今年度 40歳・50歳・60歳・70歳になる者 |  |  |
| 実施期間                         | 令和3年9月～令和4年2月           |  |  |
| 内容                           | 問診、歯と歯ぐきの診察             |  |  |
| 負担金                          | 800円(70歳以上は無料)          |  |  |
| ※詳しい日程や受診方法は、8月頃に郵送にてご案内します。 |                         |  |  |

## 24. 24時間電話健康相談ダイヤル

経験豊かな医師や専門スタッフが、24時間・年中無休体制で電話によるご相談に応じています。健康・医療・介護・育児などお気軽にご利用ください。

【24時間・年中無休・通話料無料】

0120-560-655

フリーダイヤル



～健康相談・健康講話のご要望は保健師まで～

保健福祉センターにて随時健康相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。また、趣味の集まり、ママ友、シニアクラブなどでの健康に関する講話も受け付けております。

## 25. ふじ33プログラム実践教室

マイレージポイント：1回1P

対象：30～74歳の町内在住・勤務の方

場所：高齢者いきいきセンター(旧双葉幼稚園)

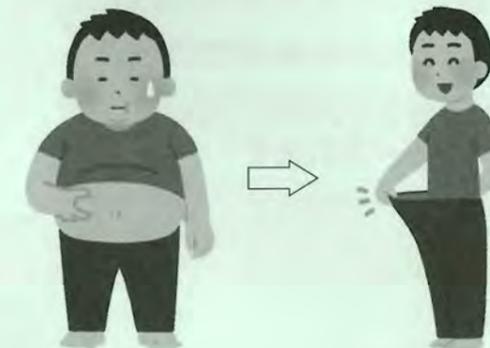
参加費：1回につき250円

内容：体力測定、体組成チェック、栄養講話、大腰筋マシンを使った体幹トレーニング。毎日の目標を立て、3人1組の“仲間”と励ましあい、生活習慣の改善をめざしていく教室です。

日程：

| 日程        | 時間                                                 | 内容                          |
|-----------|----------------------------------------------------|-----------------------------|
| 10月1日(金)  | 【午前コース】<br>9:30～11:30<br><br>【夜コース】<br>19:00～21:00 | 身体計測・体力測定・体組成チェック・運動講話・目標設定 |
| 10月8日(金)  |                                                    | 栄養講話①・マシントレーニング・ストレッチ       |
| 10月15日(金) |                                                    | マシントレーニング・ストレッチ             |
| 10月22日(金) |                                                    | マシントレーニング・ストレッチ・目標の振り返り     |
| 10月29日(金) |                                                    | マシントレーニング・ストレッチ             |
| 11月5日(金)  |                                                    | 栄養講話②・マシントレーニング・ストレッチ       |
| 11月12日(金) |                                                    | マシントレーニング・ストレッチ             |
| 11月19日(金) |                                                    | マシントレーニング・ストレッチ・目標の振り返り     |
| 11月26日(金) |                                                    | マシントレーニング・ストレッチ             |
| 12月3日(金)  |                                                    | マシントレーニング・ストレッチ             |
| 12月10日(金) |                                                    | 身体計測・体力測定・体組成チェック・最終評価      |
| 1月14日(金)  |                                                    | フォローアップ教室                   |

\*詳細は回覧等でお知らせします。



## 26. 健康マイレージ

健(検)診の受診、イベント参加や生活習慣の改善に取り組み、マイレージ(ポイント)を集め、お得な特典をもらおうという、一石二鳥の事業です。

対象：町内在住・勤務の18歳以上の方



**対象**  
町内在住・在勤の  
18歳以上の方

**STEP 1** チャレンジシートを入手  
ポイントカードを切り取ってお使いください。

**STEP 2** ポイントを貯める  
健康や運動に関することをしたり、イベントに参加したらポイントカードに記録してください。内容に応じてポイントが貯まります。

- 自分が決めた目標を達成したら1日1ポイント
- 健康や運動に関するイベントに参加したら1回1ポイント (例) 健康講座・健康教室など
- 健康診断やがん検診、歯の検診を受けると5～3ポイント

**STEP 3** 40ポイント貯まったらマイレージ達成!  
申請者欄やアンケートも忘れず記入してください。

**STEP 4** ポイントカード提出 (役場健康福祉課)

**STEP 5** もれなくふじのくに健康いきいきカードプレゼント  
県内のお店などでサービスや割引を受けることができる「ふじのくに健康いきいきカード」をプレゼントします!

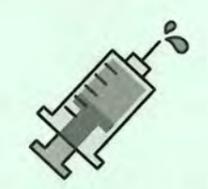
**STEP 6** さくらちゃん商品券5,000円が当たる抽選に自動エントリーされます

チャレンジシートを4月に各戸配布します。また、役場ロビーや保健福祉センター窓口、文化の家図書館等に置いてあります。気軽に始めてみませんか?

## 27. 新型コロナワクチン予防接種

新型コロナウイルスワクチン接種が、医療従事者に向け始まりました。町でも、65歳以上の方を優先対象に接種を開始すべく国・県・賀茂医師会等医療機関と協議し準備を進めています。現時点での準備状況をお知らせします。

詳細はホームページ、個別通知をご確認ください。



### 接種順・接種スケジュール等

- 接種回数 1人2回接種
- 接種費用 無 料 (予約なども含め接種費用は一切かかりません。詐欺や便乗商法等には十分ご注意ください。)
- クーポン券の送付 「65歳以上の方」へワクチン接種の無料クーポン券を4月中旬に発送します。その他の方は、国の指示に従い順次発送します。

| 対象者               | 接種方法・会場                                                    | 接種開始時期                                                                     |
|-------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 65歳以上の方           | 集団接種 (保健福祉センター)<br>高齢者施設等<br>※高齢者施設職員も同時期に接種することも認められています。 | クーポン券送付：4月中旬<br>1回目接種：(70歳以上) 5月10日～<br>(65歳以上) 5月17日～<br>2回目接種：1回目接種の3週間後 |
| 基礎疾患を有する方 (64歳以下) | 集団接種 (保健福祉センター)                                            | クーポン券送付：6月頃<br>接種開始：7月下旬以降                                                 |
| 上記以外の方            |                                                            |                                                                            |

※現時点でのスケジュールです。国の指示、ワクチン供給状況により変更になることがあります。

- 予防接種の日程、会場などは決まり次第お知らせします。
- 高齢者の方のワクチン接種の予約や送迎など、ご家族の方の協力をお願いします。
- 「マスクの着用」「手洗い」「人との距離の確保」など「新しい生活様式」を徹底し、新型コロナウイルス感染予防に努めましょう。



### 新型コロナワクチンに関するお問い合わせはこちら

#### 《予防接種予約について》

河津町ワクチンコールセンター (健康福祉課内)

☎ 0558-36-3556 平日 9:00～16:00

#### 《ワクチンの副反応について》

静岡県新型コロナウイルスワクチン接種副反応相談窓口

☎ 050-5445-2369 毎日(土日・祝日含)

9:00～17:00

## こころは元気ですか？

- |                                                    |                                                          |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> わけもなく疲れ果てて、<br>生きているのがつらい | <input type="checkbox"/> 以前は普通にできていたことが、<br>おっくうでやる気がしない |
| <input type="checkbox"/> 自分が<br>役に立つ人間だと思えない       | <input type="checkbox"/> これまで楽しめたことも、<br>今は楽しめない         |

もしかしたら、それは「うつ」かも…

「うつ」になると、眠れない日が続く、全身がだるい、食欲もなくなるなど、体調がどんどん悪くなります。睡眠と食欲という生きていく基本がむしばまれるので、気力やがんばりで「うつ」を克服するのは困難です。

「うつ」は自分では気付にくいものです。不眠が続くようなら、ご家族や会社の方など、身近な方が一緒に相談機関を訪ねたり、受診したりすることが大切です。「うつ」は薬での治療効果が期待できます。

## 精神障害者の医療費等補助制度を知っていますか？

入院期間が3カ月を越える精神障害を対象とし、町内在住の保護義務者に医療費の助成（月額10,000円）を行う制度があります。詳しくは、健康福祉課まで。

また、精神障害者通院医療公費負担制度の手続きや精神障害者保健福祉手帳の手続きは、健康福祉課の窓口で受け付けています。精神障害の医療費・手帳等の相談がありましたら、健康福祉課へ。



まず、お電話を

今の、その気持ちを  
打ち明けてみましょう。

こころの健康相談統一ダイヤル TEL 0570-064-556

※050で始まるIP電話やLINE Outからは接続できません。

※相談に対応する曜日・時間は都道府県によって異なります。詳しくは「こころの健康相談統一ダイヤル」のホームページをご覧ください。

自殺予防いのちの電話 0120-783-556

毎月10日 / AM 8:00～翌日AM 8:00(24時間)

※IP電話でのご利用は03-6634-7830(有料)におかけください。

厚生労働省自殺対策ホームページ

自殺対策

検索



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト  
「こころの耳」

こころの耳

検索

# みなさんの元気を支えます 地域包括支援センター



高齢者が住み慣れた河津町でその人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・医療などのさまざまな面で、高齢者のみなさんの生活のサポートに取り組んでいます。主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師が連携して、総合的に支援を行います。どこに相談していいかわからない時は、まず、地域包括支援センターまでご相談ください。

### 様々な相談に応じます

高齢者の生活全般に関する相談、高齢者の家族や地域住民からの相談に対応します。



### はつらつ健康体操の放映

家庭で簡単にできる体操をケーブルテレビにて放映しています。(月～土 6時半、7時、7時半、11時10分、17時10分)

### 成年後見制度で支援

財産の管理や日常生活上の契約などに対して不安を抱えている方へ、成年後見制度の活用を支援します。

### 認知症サポーター養成講座

認知症を理解してもらうための講座を開催します。地域や職場のグループへ出向きます。2ヶ月前までにご相談ください。

### 社会資源マップの配布

自分らしく生きがいを持って暮らすための町内サービスの情報集を配布しています。希望者には郵送します。



### 認知症カフェ

認知症について学び、交流、相談するためのカフェを開催しています。毎月第4水曜日14～16時  
会場：河津町浜75-2  
Caféぐりーんぺ

### 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1、2、事業対象者の方への介護予防の支援をします。心身の状態に応じて訪問型サービスや通所型サービスの調整を行います。

### 一般介護予防事業

65歳以上で介護保険の通所系サービスを利用していない方を対象に、高齢者いきいきセンターで介護予防教室を実施しています。運動・交流等。

お問合せ先

河津町地域包括支援センター(健康福祉課内)  
電話：34-1938 FAX：34-1811

# 河津町の介護保険料 令和3年度～令和5年度

| 所得段階          | 対象者                                                                                   | 保険料年額    |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 第1段階          | 生活保護の受給の受給者、老齢福祉年金(※1)受給者で世帯全員が住民税非課税の者、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額(※2)と課税年金収入額の合計が80万円以下の者 | 23,400円  |
| 第2段階          | 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の者                                       | 39,000円  |
| 第3段階          | 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の者                                             | 54,600円  |
| 第4段階          | 住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の者                             | 70,200円  |
| 第5段階<br>(基準額) | 住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超の者                              | 78,000円  |
| 第6段階          | 本人に住民税が課税されており前年の合計所得金額が120万円未満の者                                                     | 93,600円  |
| 第7段階          | 本人に住民税が課税されており前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者                                              | 101,400円 |
| 第8段階          | 本人に住民税が課税されており前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者                                              | 117,000円 |
| 第9段階          | 本人に住民税が課税されており前年の合計所得金額320万円以上の者                                                      | 132,600円 |

※1 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

## 介護保険に関するお問い合わせ先

河津町役場健康福祉課福祉介護係

☎0558-34-1937

河津町地域包括支援センター

☎0558-34-1938

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

禁無断転載©東京法規出版  
KG011761-515



# すこやか 介護保険

利用の  
てびき

河津町

介護保険のしくみ

サービス利用の手順

利用者負担

介護サービス

介護予防サービス

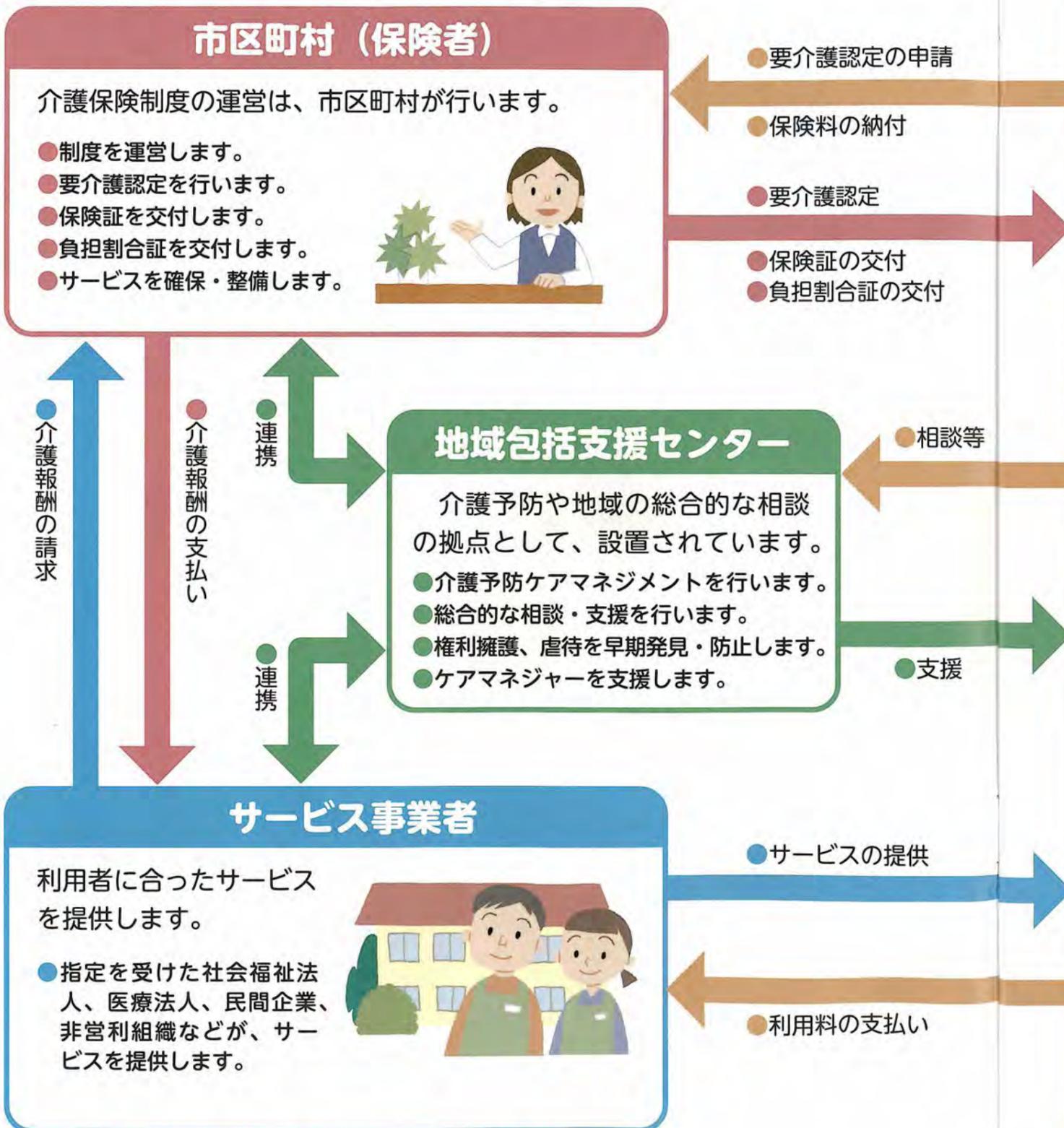
地域密着型サービス

介護予防の取り組み

介護保険料

# みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



## 介護保険に加入する人（被保険者）

本人の状態に合わせたサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請などをします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

### 第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人



第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市区町村へ届け出が必要です。示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。

### 第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人



第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

#### 特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- |                                                            |                           |                                     |                                       |
|------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| ● がん<br>(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ● 骨折を伴う骨粗鬆症               | ● 脊柱管狭窄症                            | ● 脳血管疾患                               |
| ● 関節リウマチ                                                   | ● 初老期における認知症              | ● 早老症                               | ● 閉塞性動脈硬化症                            |
| ● 筋萎縮性側索硬化症                                                | ● 進行性核上性麻痺、<br>大脳皮質基底核変性症 | ● 多系統萎縮症                            | ● 慢性閉塞性肺疾患                            |
| ● 後縦靭帯骨化症                                                  | ● およびパーキンソン病              | ● 糖尿病性神経障害、<br>糖尿病性腎症および<br>糖尿病性網膜症 | ● 両側の膝関節または<br>股関節に著しい変形<br>を伴う変形性関節症 |

#### ■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、一人に一枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

#### ■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには「介護保険負担割合証」が交付されます。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合（P6参照）が記載されています。

- 適用期間は1年（8月1日～翌年7月31日）で、毎年交付されます。
- サービス利用時に保険証といっしょにサービス事業者に提示します。

# サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市区町村の窓口  
に相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

## 1 窓口で相談します

介護や支援が必要になったと思ったら、  
地域包括支援センターや市区町村の窓口で相談  
しましょう。

介護予防・日常生活支援  
総合事業の利用を希望

介護サービス、介護予防  
サービスの利用を希望

## 2 要介護認定の 申請をします

介護サービスや介護予防サービスの  
利用を希望する人は、市区町村の窓口  
に要介護認定の申請をしましょう。

※本人・家族などのほか、地域包括支援セ  
ンター、省令で定められた居宅介護支援  
事業者や介護保険施設、成年後見人など  
に代行してもらうこともできます。

### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証  
(40歳以上65歳未満の人の場合)

◆各種申請や届け出の書類には原則としてマイ  
ナンバーを記入します。窓口での確認のため、マイナンバーと身元の確認ができるもの  
を持参してください。詳しくは市区町村の窓  
口へお問い合わせください。

## 2 基本チェックリストを 受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェッ  
クリスト」を受けます。

## 3 調査と審査が 行われます

### ●認定調査

心身の状況を調べ  
るため、本人と家族  
などから聞き取り調  
査などをします。



※全国共通の調査票が使われます。

### ●一次判定(コンピュータ判定)

調査票と主治医意見書をもとに  
コンピュータによる判定をします。

### ●二次判定(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医意見書  
をもとに、保健、医療、福祉の専門家  
が審査します。

### 主治医意見書

主治医から介護を必要とする  
原因疾患などについての記載を  
受けます。主治医がいない人は、  
市区町村が指定した医師の診断  
を受けます。

## 4 認定結果を お知らせします

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護サービスによって、生活機能  
の維持・改善を図ることが適切な人  
などです。

要支援 1

要支援 2

要介護状態が軽く、介護予防サー  
ビスや介護予防・生活支援サービ  
ス事業によって、生活機能が改善する  
可能性の高い人などです。

非該当

要介護・要支援に該当しなかつた  
人です。介護予防・生活支援サービ  
ス事業の利用を希望する場合は、基  
本チェックリストを受けましょう。

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本  
チェックリストを受ける必要はありません。

## 2 要介護認定の申請へ

介護予防・生活支援  
サービス事業対象者

## 介護サービス(介護給付)

を利用できます

居宅介護支援事業者などに依  
頼して利用するサービスを具  
体的に盛り込んだケアプラン  
を作成し、ケア  
プランにもとづ  
いてサービス  
を利用します。



P7へ

## 介護予防サービス(予防給付)

を利用できます

地域包括支援センターが介護  
予防ケアプランを作成し、住  
み慣れた地域で自立した生活を続けて  
いけるよう支援します。

※介護予防ケアプランにもと  
づき、介護予防・生活支援  
サービス事業をいっしょに  
利用できます。



P10へ

## 介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます

市区町村が行う、65歳以上の  
人を対象にした、介護予防の  
ためのサービスです。

P13へ

### 介護予防・生活支援サービス事業

- 1 訪問型サービス  
(身体介護、生活援助、ゴミ出しや移動支援など)
- 2 通所型サービス  
(機能訓練、身体介護、ミニデイサービスなど)
- 3 その他の生活支援サービス  
(配食、見守り、地域サロンの開催、外出支援など)

### 一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用で  
きる、介護予防のためのサービ  
スです。



※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

# サービス費用の一部負担で利用できます

介護保険サービスは、実際にかかる費用の一部（利用者負担割合）を負担することで利用できます。ただし、おもな在宅サービスなどには上限額（支給限度額）が決められていて、それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

## 利用者負担割合

|           |                                                                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>3割</b> | ①②の両方に当てはまる場合<br>①本人の合計所得金額※1が220万円以上<br>②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が<br>[・単身世帯=340万円以上<br>・2人以上世帯=463万円以上]          |
| <b>2割</b> | 3割負担以外の人で①②の両方に当てはまる場合<br>①本人の合計所得金額※1が160万円以上<br>②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が<br>[・単身世帯=280万円以上<br>・2人以上世帯=346万円以上] |
| <b>1割</b> | 上記以外の人 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。                                                              |

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。  
※2 合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

## サービス費用が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

## 利用者負担の上限

令和3年8月から 現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

| 利用者負担段階区分                                                                     | 上限額(月額)    | 利用者負担段階区分                                 | 上限額(月額)     |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------|-------------|
| ●現役並み所得者<br>同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、単身世帯の場合は年収383万円以上、2人以上世帯は年収520万円以上の場合 | 世帯 44,400円 | ●年収約1,160万円以上                             | 世帯 140,100円 |
| ●一般                                                                           | 世帯 44,400円 | ●年収約770万円以上約1,160万円未満                     | 世帯 93,000円  |
| ●住民税世帯非課税等                                                                    | 世帯 24,600円 | ●年収約383万円以上約770万円未満                       | 世帯 44,400円  |
| ●高齢福祉年金の受給者<br>合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下                                     | 個人 15,000円 | ●一般                                       | 世帯 44,400円  |
| ●生活保護の受給者                                                                     | 個人 15,000円 | ●住民税世帯非課税等                                | 世帯 24,600円  |
| ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合                                        | 世帯 15,000円 | ●高齢福祉年金の受給者<br>合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下 | 個人 15,000円  |
|                                                                               |            | ●生活保護の受給者                                 | 個人 15,000円  |
|                                                                               |            | ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合    | 世帯 15,000円  |

## 介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

## サービス利用にはケアプラン（介護予防ケアプラン）が必要です

ケアプラン（介護予防ケアプラン）とは、サービスの利用計画書のことで、要介護1～5の人は居宅介護支援事業者（施設サービスなどはその施設）に依頼してケアプランを作成します。要支援1・2の人は地域包括支援センターに依頼して介護予防ケアプランを作成します。サービスはケアプラン（介護予防ケアプラン）に基づいて利用します。



ケアプラン（介護予防ケアプラン）の相談・作成には、利用者負担はありません。

# 在宅サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。  
★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

## 自宅での日常生活の手助け

### 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、食事、掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行います。



### ●利用者負担のめやす

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 身体介護中心(20分以上30分未満の場合) | 250円 |
| 生活援助中心(20分以上45分未満の場合) | 183円 |

## 訪問してもらい利用するサービス

### 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。

### ●利用者負担のめやす

|    |        |
|----|--------|
| 1回 | 1,260円 |
|----|--------|

### 訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

### ●利用者負担のめやす

|                |      |
|----------------|------|
| 1回(20分以上行った場合) | 307円 |
|----------------|------|

## 医師の指導のもとでの助言、管理サービス

### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

### ●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

|                |      |
|----------------|------|
| 医師が行う場合(月2回まで) | 514円 |
|----------------|------|

### 訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

### ●利用者負担のめやす(30分未満の場合)

|                   |      |
|-------------------|------|
| 訪問看護ステーションから訪問の場合 | 470円 |
| 病院または診療所から訪問の場合   | 398円 |

## 施設に通って利用するサービス

### 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りでを行います。

### ●利用者負担のめやす

※送迎を含みます。  
〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

|           |             |
|-----------|-------------|
| 要介護1～要介護5 | 655円～1,142円 |
|-----------|-------------|

### 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りでを行います。

### ●利用者負担のめやす

※送迎を含みます。  
〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

|           |             |
|-----------|-------------|
| 要介護1～要介護5 | 757円～1,369円 |
|-----------|-------------|

# 介護サービス〈要介護1~5の人〉

## 短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

### 短期入所生活介護 (ショートステイ)



介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)  
〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

|      | 従来型個室 | 多床室  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|------|------------------------|
| 要介護1 | 596円  | 596円 | 696円                   |
| 要介護5 | 874円  | 874円 | 976円                   |

### 短期入所療養介護 (ショートステイ)



介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)  
〈介護老人保健施設の場合〉

|      | 従来型個室 | 多床室    | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|--------|------------------------|
| 要介護1 | 752円  | 827円   | 833円                   |
| 要介護5 | 966円  | 1,045円 | 1,049円                 |

## 生活する環境を整えるサービス

[ ]内は介護予防サービスの名称です。

### 福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]

福祉用具のレンタルを行います。

|                    | 要支援1・2<br>要介護1 | 要介護2・3 | 要介護4・5 |
|--------------------|----------------|--------|--------|
| 車いす (車いす付属品を含む)    | ×              | ●      | ●      |
| 特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)  | ×              | ●      | ●      |
| 床ずれ防止用具            | ×              | ●      | ●      |
| 体位変換器              | ×              | ●      | ●      |
| 手すり (工事をともなわないもの)  | ●              | ●      | ●      |
| スロープ (工事をともなわないもの) | ●              | ●      | ●      |
| 歩行器                | ●              | ●      | ●      |
| 歩行補助つえ             | ●              | ●      | ●      |
| 認知症老人徘徊感知機器        | ×              | ●      | ●      |
| 移動用リフト (つり具を除く)    | ×              | ●      | ●      |
| 自動排泄処理装置           | ▲              | ▲      | ●      |

●：利用できます ▲：尿のみを吸引するものは利用できません  
×：原則利用できません (必要と認められれば利用できる場合があります)  
※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。  
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

### 住宅改修費支給 [介護予防住宅改修費支給]

事前の申請が必要です

住宅改修費を後日支給します。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③引き戸などへの扉の取り替え
- ④滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え

#### ●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

### 特定福祉用具販売 [特定介護予防福祉用具販売]

申請が必要です

下記の福祉用具を購入したとき、後日購入費を支給します。

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

#### ●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度で10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

なお、都道府県などの指定事業者から購入した場合に限って支給されます。

## 特定施設で利用するサービス

### 特定施設入居者生活介護

特定施設 (指定を受けた有料老人ホームなど) に入居している人が、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

#### ●利用者負担のめやす (1日)

|      |      |
|------|------|
| 要介護1 | 538円 |
| 要介護5 | 807円 |

# 施設サービス

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

介護保険施設に入所して利用するサービスです。直接入所を申し込んで契約し、ケアプランを作成してもらってサービスを利用します。



★基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

## 生活全般の介護が必要

### 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

日常生活に常時介護が必要な人が入所して食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話を提供する施設です。

●新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

## 在宅復帰を目指す

### 介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定している人に対し、在宅復帰を目指して、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを一体的に提供する施設です。

## 長期的な療養が必要

### 介護療養型医療施設 (療養病床等)

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療施設です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

## 介護と医療を一体的に

### 介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。

## 施設に入所した場合の利用者負担

サービス費用の利用者負担分のほかに、居住費等・食費・日常生活費が利用者負担となります。

### ●基準費用額【施設における居住費等、食費の平均的な費用を勘案して定める額 (1日あたり)】

利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

令和3年8月から 食費の基準費用額が変わります。

| 居住費等    |             |                 |             | 食費             |
|---------|-------------|-----------------|-------------|----------------|
| ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室           | 多床室         |                |
| 2,006円  | 1,668円      | 1,668円 (1,171円) | 377円 (855円) | 1,392円         |
|         |             |                 |             | 令和3年8月から1,445円 |

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は ( ) 内の金額になります。

### ●負担限度額【1日あたり】

令和3年8月から 第3段階が細分化され、負担限度額が一部変わります。

| 利用者負担段階 | 居住費等                                                        |                                                                   |             |               | 食費            |                      |        |
|---------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------|---------------|---------------|----------------------|--------|
|         | ユニット型個室                                                     | ユニット型個室的多床室                                                       | 従来型個室       | 多床室           | 施設サービス        | 短期入所サービス             |        |
| 第1段階    | 820円                                                        | 490円                                                              | 490円 (320円) | 0円            | 300円          | 300円                 |        |
| 第2段階    | 820円                                                        | 490円                                                              | 490円 (420円) | 370円          | 390円          | 390円<br>令和3年8月から600円 |        |
| 第3段階    | 本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人 (令和3年7月まで)                | 1,310円                                                            | 1,310円      | 1,310円 (820円) | 370円          | 650円                 | 650円   |
|         | 令和3年8月から                                                    | 第3段階①<br>本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 | 1,310円      | 1,310円        | 1,310円 (820円) | 370円                 | 650円   |
|         | 第3段階②<br>本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人 | 1,310円                                                            | 1,310円      | 1,310円 (820円) | 370円          | 1,360円               | 1,300円 |

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は ( ) 内の金額になります。

上の表に当てはまっても①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯 (世帯分離している配偶者も非課税) でも、預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

②については、令和3年8月から預貯金などの基準が利用者負担段階ごとに設定されます。

●第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合  
●第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合  
●第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合  
●第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

## 介護予防サービス〈要支援1・2の人〉

# 介護予防サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」で提供される「訪問型サービス」、「通所型サービス」については13ページをご覧ください。

### 訪問してもらい利用するサービス

#### 介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。



##### ●利用者負担のめやす

|    |      |
|----|------|
| 1回 | 852円 |
|----|------|

#### 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

##### ●利用者負担のめやす

|                 |      |
|-----------------|------|
| 1回 (20分以上行った場合) | 307円 |
|-----------------|------|

### 医師の指導のもとでの助言、管理サービス

#### 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



##### ●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

|                 |      |
|-----------------|------|
| 医師が行う場合 (月2回まで) | 514円 |
|-----------------|------|

#### 介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



##### ●利用者負担のめやす (30分未満の場合)

|                   |      |
|-------------------|------|
| 訪問看護ステーションから訪問の場合 | 450円 |
| 病院または診療所から訪問の場合   | 381円 |

### 施設に通って利用するサービス

#### 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを行います。

##### ●利用者負担のめやす (1か月につき)

共通的サービス ※送迎、入浴を含みます。

|       |        |
|-------|--------|
| 要支援 1 | 2,053円 |
| 要支援 2 | 3,999円 |

### 有料老人ホームなどで利用するサービス

#### 介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している人が、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。



##### ●利用者負担のめやす (1日)

|       |      |
|-------|------|
| 要支援 1 | 182円 |
| 要支援 2 | 311円 |

### 短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

#### 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。



##### ●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

|       | 従来型個室 | 多床室  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|-------|-------|------|------------------------|
| 要支援 1 | 446円  | 446円 | 523円                   |
| 要支援 2 | 555円  | 555円 | 649円                   |

#### 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。



##### ●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

|       | 従来型個室 | 多床室  | ユニット型個室<br>ユニット型個室的多床室 |
|-------|-------|------|------------------------|
| 要支援 1 | 577円  | 610円 | 621円                   |
| 要支援 2 | 721円  | 768円 | 782円                   |

#### 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶ P8をご覧ください

#### 介護予防住宅改修費支給

▶ P8をご覧ください

# 地域の特性に応じたサービス

※サービスの種類は市区町村により異なります。原則として他の市区町村のサービスは受けられません。

★利用者負担以外に、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

## 多機能なサービス

### 小規模多機能型居宅介護

#### [介護予防小規模多機能型居宅介護]

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスを行います。

### 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一体的な介護や医療・看護を行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 小規模な特定施設で利用するサービス

### 地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用型の特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入所する人に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 小規模な施設サービス

### 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 認知症の人を対象としたサービス

### 認知症対応型通所介護

#### [介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人が対象の通所介護で、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで行います。



### 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

#### [介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の人が共同生活する住宅で、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

※要支援1の人は利用できません。

## 24時間対応サービス

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、一体的にまたは連携して行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 夜間の訪問介護

### 夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 小規模な通所介護

### 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

## 介護予防の取り組み

# 介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

生活機能の状態などによって利用できるサービスが決まります。支援などが必要になったと感じたら、地域包括支援センターや市区町村に相談しましょう。

市区町村によって行っているサービスの内容や利用者負担は異なります。

## 介護予防・生活支援サービス事業

利用できるのは…

- ①「要支援1・2」の認定を受けた人
- ②基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを行います。

### ①訪問型サービス

■既存の介護サービス事業者による、いままでの介護予防訪問介護に相当するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

■多様なサービス

- おもに民間企業による掃除・洗濯などの生活援助など
- ボランティアなどによるゴミ出しや布団干しなどの住民主体の生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、ボランティアなどによる移動支援や移送前後の生活支援



### ②通所型サービス

■既存の介護サービス事業者による、いままでの介護予防通所介護に相当するサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

■多様なサービス

- おもに民間企業とボランティアの補助によるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動など
- ボランティアによる住民主体の体操・運動の活動など自主的な通いの場の提供
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス



### ③その他の生活支援サービス

- 配食（栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの）
- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供されるもの）



## 一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できます。

市区町村や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。一般介護予防事業は、65歳以上の人なら誰でも利用できるサービスです。

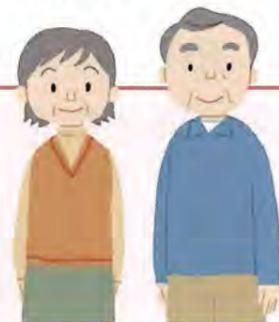


# 介護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

## 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、市区町村の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。



## 第1号被保険者の基準額はどのように決まります

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{市区町村の介護保険サービス総費用のうち第1号被保険者負担分(23\%)}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

●市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

## 保険料を滞納すると…

サービスを利用したとき、利用者負担は実際にかかる費用の一部を負担※1しますが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

※1 利用者負担割合についてはP6を参照ください。

### 1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

### 1年6か月以上滞納すると

サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

### 2年以上滞納すると

サービスを利用すると利用者負担が3割※2に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※2 利用者負担割合3割の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

保険料の納付が困難なときは、まずご相談ください。

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口までご相談ください。



## 保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から、原則として年金から納めます。

### 特別徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が  
年額18万円以上の人

### 年金から天引き

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

### 普通徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が  
年額18万円未満の人

### 納付書・口座振替

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

## 年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- ……など

## 40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料

40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。



|     | 国民健康保険に加入している人                                    | 職場の医療保険に加入している人                                                            |
|-----|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 決め方 | 保険料は国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。              | 医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。                      |
| 納め方 | 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。 | 医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。<br>※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。 |

# 河津町第5次総合計画

令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）

## 概要版



住みたい・来たいまち 河津  
～ 自然、文化 そして 笑顔があふれる 河津桜の里 ～

河 津 町  
令和3年3月

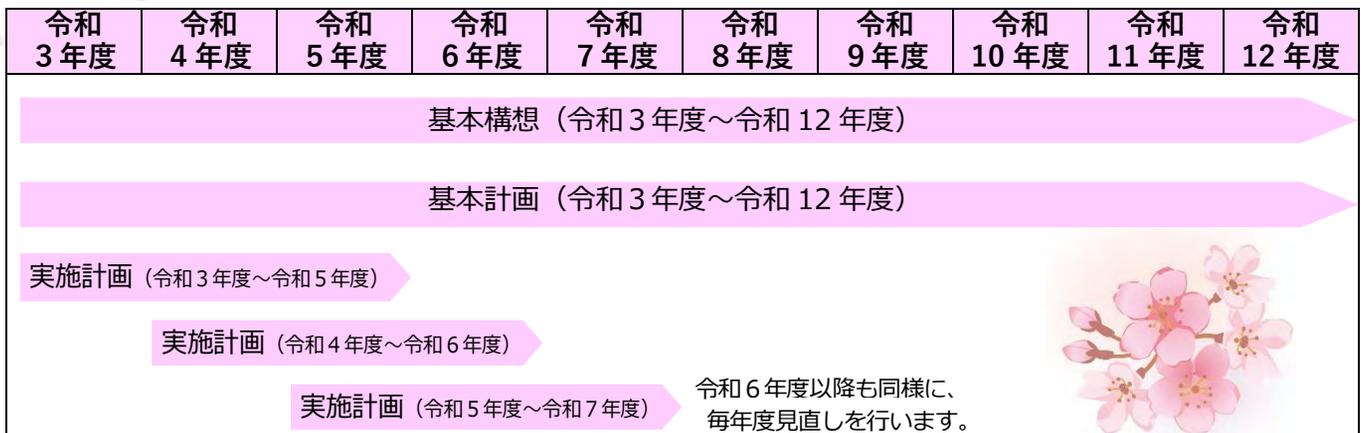
## 総合計画とは

総合的かつ計画的に町政運営を図るための長期的なまちづくりの指針です。また、全ての施策を網羅した本町の最上位の計画であり、各分野における個別の計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、町の将来像の実現に向けて、町民の皆さんと共に取り組む計画です。

## 計画策定の目的

本町の特性を活かし、町内に居住している町民が安全・安心で住みやすい町となるよう、また、いつまでも自然豊かな町であり続けられるよう、町民の声に耳を傾けた町政運営を重点的に進めていくとともに、主産業である観光業を活性化するために、河津桜まつり以外でも継続して観光客を呼び込むことができるよう、町民と共に創意工夫して観光を盛り上げていきます。その結果として、町の住みやすさや魅力・知名度が向上し、交流人口の増加につながることを目指します。

## 計画期間



## 基本理念と町の将来像

本町を構成する町民、自治組織、事業所、各種団体、NPOなどと行政がそれぞれの役割と責務の下で、本町に愛着と誇りを持ち、情報を共有しながら、『共に暮らし、共に学び、共に助け合い、共に豊かさを求め、共に誇りの持てるまちづくり』を基本理念とし、令和12年度（2030年度）を目標年度とする第5次総合計画における町の将来像を、以下のとおり定めます。

### 町の将来像

住みたい・来たいまち 河津  
～ 自然、文化そして笑顔があふれる 河津桜の里 ～

全国的に人口減少が進行している中、本町の特性を生かし、第4次総合計画で掲げた方針を継続して、何度でも来たい花のまちによる観光交流人口の促進と産業振興をさらに推し進めるとともに、新たな方針として、住み続ける、住んでみたい生活環境の整備により、定住人口の増進を図ります。また、伊豆縦貫自動車道 河津下田道路の整備促進により、人流・物流の効率化や災害リスクの低減化、緊急医療活動の広域化、緊急輸送道路の機能強化などの生活面における利便性向上を図り、さらには天城峠区間開通を見据えたまちづくりを目指します。

## 計画の重点指標

令和12年度（2030年度）を目標年度として、新たなまちづくりを進めていく上での重点指標として、以下の3項目で目標値を掲げます。

### 重点指標1 定住人口（総人口）

本町の定住人口（総人口）は減少しており、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成27（2015）年の国勢調査の人口に基づき、人口減少抑制の政策を全く取らないケースとして公表した令和12（2030）年における本町の人口は5,392人と推計されています。

人口減少は、町の生活利便性や活力の低下、地域コミュニティの機能低下など、様々な場面で影響を及ぼすと考えられます。そのため、子育て支援や移住・定住化施策、地域活性化の取り組み等により、合計特殊出生率・出生数の向上と社会移動率の均衡（移動率ゼロ）に努め、できる限り人口減少を緩和させて、目標年度の令和12（2030）年度の定住人口（総人口）として6,000人を目指します。



| 平成 22(2010)年度 | 平成 27(2015)年度 | 15年後 | 令和 12(2030)年度 |
|---------------|---------------|------|---------------|
| 7,998 人       | 7,303 人       |      | 6,000 人       |



### 重点指標2 交流人口

With コロナ・After コロナの時代においても、安心・安全な観光地として、河津桜まつりの観光客をはじめ、町外の多くの方が本町を訪れることは町の活性化にもつながるため、目標年次の令和12年の交流人口の目標値として180万人を目指します。

| 平成 21(2009)年 | 平成 30(2018)年 | 12年後 | 令和 12(2030)年 |
|--------------|--------------|------|--------------|
| 164.5 万人     | 157.4 万人     |      | 180 万人       |

※指標の資料である「静岡県観光交流の動向」が暦年統計のため、年度ではなく、暦年での目標値

### 重点指標3 住みよさ

今後、定住人口や移住者を増やすためには、本町に住んでいる町民自身が住みよさを実感できることが大変重要な要素です。そのため、町民の満足度を高める施策・取り組みを積極的に推進し、町民まちづくり意向調査で“河津町の住みよさ”について『住みよい（住みよい+まあまあ住みよい）』と回答した割合を、町民の4人のうち3人に値する75%まで増加させることを目指します。



| 平成 21(2009)年度 | 令和元(2019)年度 | 11年後 | 令和 12(2030)年度  |
|---------------|-------------|------|----------------|
| 66.4%         | 65.1%       |      | 75%<br>(4人に3人) |

将来像の実現に向けた施策を推進していくための基本的な枠組みとして、施策の体系を以下のように定めます。

## 施策の体系

将来像

住  
み  
た  
い  
・  
来  
た  
い  
ま  
ち  
河  
津

く 自然、文化そして笑顔があふれる 河津桜の里 く

### 基本目標

### 施策項目

#### 基本目標1 産業分野

地域資源を活かし、  
魅力と活力あふれるまちづくり

- 1 観光・交流の振興
- 2 農林漁業の振興
- 3 商工業の振興
- 4 特長を生かした新たな産業の創出と地域の活性化
- 5 雇用・就労の促進

#### 基本目標2 福祉・健康・医療分野

健やかに、いつまでも  
地域で暮らせるまちづくり

- 1 子育て支援の推進
- 2 高齢者福祉の推進
- 3 障がい児者福祉の推進
- 4 地域福祉の推進
- 5 健康づくり・医療体制の充実
- 6 社会保障の充実

#### 基本目標3 教育分野

郷土を愛し、  
心豊かな人を育てるまちづくり

- 1 幼児・学校教育の充実
- 2 生涯学習・社会教育の充実
- 3 生涯スポーツの振興
- 4 青少年の健全育成
- 5 地域文化の継承と創造

#### 基本目標4 都市基盤分野

豊かな自然と共生し、  
快適で利便性のあるまちづくり

- 1 土地利用・居住環境の整備
- 2 道路ネットワークの整備
- 3 公共交通網の充実
- 4 自然環境の保全

#### 基本目標5 安心・安全、生活環境分野

だれもが住みよく、  
安心・安全に暮らせるまちづくり

- 1 防災・消防・救急対策の充実
- 2 防犯・交通安全・消費者対策の充実
- 3 生活環境の整備
- 4 上水道の維持・管理及び安定した公営企業会計運営

#### 基本目標6 まちづくり・行財政分野

情報共有で、  
住民と行政が協働するまちづくり

- 1 コミュニティ活動の促進
- 2 移住・定住の促進
- 3 広報広聴の推進
- 4 町民と行政の協働
- 5 行財政改革・広域連携の推進

基本目標ごとの基本的な方針とポイントとなる主な施策は以下のとおりです。その他の施策や詳細な内容については、河津町ホームページで公表されている総合計画 本編をご参照ください。

## 基本目標 1 地域資源を活かし、魅力と活力あふれるまちづくり

観光を産業の軸としながら花のまちによる交流人口の増加を図り、第1次産業との連携による河津ブランド化の推進等から新たな魅力や価値観を生み出し、多くの人々が訪れ、活力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

### 1 観光・交流の振興

河津桜まつりの時期はもちろんのこと、年間を通じて、国内外から多くの観光客が訪れ、二度、三度と本町を訪れるリピーターが増加するよう、町民一人ひとりの心に残るおもてなしと情報提供や受け入れ体制の充実を目指します。



#### ◎ 河津桜まつりの充実

「河津桜まちづくり計画」に基づき、まつり会場を町内各地に分散化し、それぞれの会場で特徴あるイベント等を行うことで、観光客の回遊性の向上を図り、地域が一体となって、さらに充実したまつりとして育てます。

#### ◎ 観光情報提供の強化

多言語化した観光パンフレットなどの充実を図るとともに、プレスリリースや各種メディア、SNS・ホームページ等を活用し、本町の魅力を効果的に伝える常に新しい観光情報発信に努めます。

#### ◎ 受け入れ体制の充実・強化

観光客が安全に安心して気持ちよく過ごせるよう、案内板や観光案内施設の整備・充実を図ります。

### 2 農林漁業の振興



高齢者にも適した農業振興を図るとともに、より一層の高付加価値化と生産性の向上を図り、生業として魅力ある競争力の高い農業の生産活動を目指します。

#### ◎ 主要作物のブランド化と販路拡大

関係機関・団体との連携のもと、本町の安全で高品質な農産物のブランド化をさらに推進するとともに、農業者の所得向上につながる農産物の生産から加工品の開発、販売体制の充実など6次産業化の取り組みに対する支援施策を推進します。

### 3 商工業の振興

やる気のある商店主や新たな起業者の力及び他産業との連携により、商工業の振興を目指します。

#### ◎ 河津町らしさを活かした商工業の振興

特産品の開発や加工を促進し、観光客を対象とした地域の農産物や特産品を販売する店舗づくりを促進するなど、河津町らしさを活かした商工業の振興を図ります。



## 4 特長を生かした新たな産業の創出と地域の活性化

異業種間の連携による6次産業化をはじめとする新たな産業の推進や、サテライトオフィスやワーケーションといった新しい働き方に適した環境づくりの整備促進など、本町の特長を生かした新たな産業の創出を目指します。



### ◎ 6次産業化の推進

異業種間の連携を強化・交流の活発化に努め、農林漁業や商工業、サービス産業などが連携した6次産業化の推進によって農林水産物の付加価値を高め、新たな雇用機会の創出を図ります。

### ◎ 新産業の立地促進

本町の豊かな自然と情報通信基盤が整備されている環境下を活かし、魅力ある仕事づくりにつながる新しいオフィスや事業所、サテライトオフィスやスタートアップオフィス等の新たな拠点の誘致に取り組みます。



## 5 雇用・就労の促進

事業所の誘致、事業継承、事業継承支援等により、働きやすい就労環境での安定的な雇用の確保を目指します。

### ◎ 就業マッチングの支援

国・県などの関係機関と連携し、求人・求職情報の発信や就業マッチング支援等を行い、UIターンによる就業や働きがいのある就労の促進を図ります。

## 基本目標2 健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり

いつまでも住みなれた地域で暮らし続けるためには、保健・福祉の充実が重要です。安心して妊娠から出産・子育てができる環境の整備やライフステージに沿った健康づくりを進め、子どもから高齢者まで、誰もが健やかにいきいきと安心して暮らせるまちを目指します。

### 1 子育て支援の推進

国や県よりも高い水準である合計特殊出生率を維持・向上させながら、安心して子どもを生み、家庭や地域に見守られながら、楽しく子育てできる環境を目指します。

#### ◎ 総合的な子育て支援の充実

「河津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、広域での対応を含め、子ども・子育て支援新制度における各種子育て支援施策を推進します。

#### ◎ 子育て支援施設の開設・活用

令和3年度に建設予定の子育て支援施設を、本町の子育て事業等を実施する際の中核施設として有効活用することで、世代間交流や地域ぐるみの実践活動等を展開し、安心して子どもを産み、楽しく子育てできる子育て基盤の充実を図ります。



## 2 高齢者福祉の推進

人口の約4割を占める高齢者が生きがいをもって明るく健康に暮らせるよう、また、たとえ支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

### ◎ 健康づくり・介護予防の推進

様々なイベント等を通じて、高齢者の健康づくりの意識啓発を図るとともに、高齢者が楽しみながら健康づくりが行えるような事業推進を行います。

### ◎ 高齢者が暮らしやすい環境づくりの推進

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が、住み慣れた地域で生活していくために地域で見守る啓発活動を進めるほか、在宅生活を支援する福祉サービスの充実により、暮らしの質を保てるような包括的支援を推進します。



## 3 障がい児者福祉の推進

障がいがあっても住み慣れた地域で自分らしく生活できるまちづくりを目指します。

### ◎ 相互理解の促進

障がい児者に対する理解を深めるため、ノーマライゼーション理念の普及に努めるとともに、地域行事・活動などにおいて、地域住民と障がい児者とのふれあい、交流を促進します。



## 4 地域福祉の推進

地域で助け合い、互いに支え合う仕組みによって、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### ◎ 地域共生社会の実現

民生委員・児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援を行うことで地域支援体制を拡充し、ボランティアの育成、そのネットワーク化に努め、多様な担い手が参画し、町民が主体的に支え合う地域共生社会の実現に努めます。



## 5 健康づくり・医療体制の充実

町民が自発的に、予防中心の健康づくりに取り組むとともに、誰もが安心して医療を受けられる体制の整備を目指します。

### ◎ 疾病予防・フレイル予防・重症化予防の推進

自分自身の健康状態の把握を促すため、特定健診、後期高齢者健診及び各種がん検診の受診率向上を図ることにより、早期発見、早期治療を促進します。

### ◎ 広域における医療機関の充実

多様化・高度化する医療ニーズに応えるため、伊豆縦貫自動車道の整備に伴い、関係市町との連携をより強化し、広域圏における中核となる病院の充実に努めます。



## 6 社会保障の充実

町民が各種社会保険制度を理解し、適正に運用することで、町民の生活基盤の充実を目指します。

### ◎ 国民年金制度の啓発

国民年金の制度について正しい理解を深めるため、加入対象者の把握及び加入促進を年金事務所と連携しながら、年金制度に関する情報提供に努めます。



## 基本目標3 郷土を愛し、心豊かな人を育てるまちづくり

3校ある小学校の統合を経て、一人ひとりが持つ能力を伸ばし、地域の伝統を大切にしながら、本町の誇れる歴史文化の保全・継承に努めるとともに、スポーツに親しむことで、それぞれの個性が輝く教育、文化・スポーツのまちづくりを目指します。

### 1 幼児・学校教育の充実

ICTの導入や新学習指導要領の開始など、子どもを取り巻く環境が大きく変化していく中、安全・安心な環境のもと、児童・生徒が学びへの意欲にあふれ、学力の向上と豊かな人間性の育成を目指します。



### ◎ 学校教育等の充実

グローバル化、情報化社会に即した英語教育や、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークによるGIGAスクール構想の推進など、時代の変化に対応した教育を推進します。

### ◎ 小学校統廃合後の在り方の検討

令和5年度の小学校の3校統合に向けて、新校舎の建設及びその後の小中一貫教育の在り方について検討します。

### 2 生涯学習・社会教育の充実

「いつでも、どこでも、誰でも」生涯学習活動に取り組むことができる環境の整備を目指します。

### ◎ 学習内容・機会の充実

広報紙や町のホームページなど、様々な媒体を通じて広く生涯学習情報の提供に努めるとともに、多様化する町民の学習ニーズの把握、高度情報化社会に対応した情報教育の充実など、幅広い分野にわたる学習機会の提供に努めます。



### 3 生涯スポーツの振興

誰もが気軽にスポーツ活動に参加し、町民との交流を深められる環境づくりを目指します。

#### ◎ 生涯スポーツの普及促進

生きがいとなるスポーツの振興や、誰でも気軽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーションの普及に努め、町民一スポーツを実現していくため、各種スポーツ教室を充実します。



### 4 青少年の健全育成

家庭・学校・地域の連携により、青少年に協調性や思いやりのところが身に付く地域づくりを目指します。

#### ◎ 青少年健全育成体制の充実

家庭・学校・地域が一体となって、青少年健全育成活動を展開するための連携強化、青少年の育成に有害な社会環境の浄化活動や非行防止活動を、地域ぐるみで推進します。



### 5 地域文化の継承と創造

本町の誇りである伝統・文化財が大切に守られ、引き継がれていくことを目指します。

#### ◎ 文化活動の推進

町民の文化に対する意識の高揚を図るとともに、多様なニーズに応えるため、文化活動の情報の提供に努め、文化活動の機会の拡充や優れた文化・芸術と接する機会の提供に努めます。



## 基本目標4 豊かな自然と共生し、快適で利便性のあるまちづくり

美しい自然の恩恵を享受しながら、共に暮らし、計画的な土地利用のもと、伊豆縦貫自動車道を基軸とした道路ネットワークの整備を促進し、上水道、公共交通等の生活基盤を維持するとともに、必要に応じた整備を行い、地域全体で快適に暮らせるまちづくりを目指します。

### 1 土地利用・居住環境の整備

地形条件や自然環境、まちの構造など、それぞれの特徴を活かした土地利用を進め、魅力ある街並みの形成を推進するとともに、良好な住環境の整備を目指します。

#### ◎ 居住環境の整備

地域住民の協力を得ながら、町道の改良や排水路の整備を進め、市街地については、住宅地利用を促進するとともに、良好な居住環境を形成します。



## 2 道路ネットワークの整備

伊豆縦貫自動車道「河津下田道路」をはじめとする幹線道路及び生活に密着した道路・橋梁の整備を進め、町民が安心して暮らせる道路ネットワークの整備を目指します。



### ◎ 伊豆半島の交通渋滞緩和施策の促進

県や伊豆地域の市町、公共交通関連事業者と協力して、伊豆縦貫自動車道の早期整備をはじめ、伊豆半島全体での交通の利便性を図り、交通渋滞の緩和と環境保全に努めます。

## 3 公共交通網の充実

公共交通ネットワークが機能し、誰もが気軽に移動できる環境の整備を目指します。



### ◎ 利用者ニーズに応じた新たな交通システム等の導入

今後の社会情勢や高齢化社会を踏まえ、公共交通再編の効果を検証しながら、適宜評価を行うとともに、利用者の意向を尊重した見直しを行い、デマンドバスやデマンドタクシーなど、利用者ニーズにあった新たな交通システム等の導入を図ります。

## 4 自然環境の保全

本町の誇りである豊かな自然を、次世代に残していけるよう自然環境の保全・育成を目指します。



### ◎ 環境保全意識の高揚

地球環境問題や省エネルギー・省資源化に対するPR活動を行うとともに、家庭・学校・地域が連携し、日常生活における自然教育・環境教育・自然体験学習など様々な自主活動を促進します。

## 基本目標5 だれもが住みよく、安心・安全に暮らせるまちづくり

自然環境や社会情勢の変化により、今までは想定し得ない災害や犯罪などが起こる可能性があります。町民自身の危機意識の向上に努め、町民の安全を守る防災・減災・防犯・交通安全の取り組みにより、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちを目指します。

## 1 防災・消防・救急対策の充実

「自助」「共助」「公助」の連携により、安心・安全な暮らしを維持していくための地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりを目指します。



### ◎ 防災・減災意識の高揚

災害に備え、「自分の身は自分で守る」という考えや、日ごろのちょっとした工夫・備え（気づき）があれば、災害被害を軽減することができる減災の意識づけを行います。

### ◎ 災害に対応するための施設・設備の充実

災害時の拠点となる公共施設やライフライン施設などの耐震性の向上に努めます。

## 2 防犯・交通安全・消費者対策の充実

地域が一体となって犯罪を未然に防ぐという意識をもち、犯罪のない安心・安全が感じられるまちづくりを目指します。

### ◎ 防犯意識の高揚と防犯活動の充実

関係機関・関係団体との連携のもと、防犯に関する広報・啓発活動や情報提供を展開します。



## 3 生活環境の整備

町民・事業所・行政が一体となって、ごみの減量化・資源リサイクル化の推進を目指します。

### ◎ ごみの減量化と資源リサイクルの推進

不・可燃物、粗大ごみ、資源ごみなどの分別排出と収集体制の確立を図り、リサイクルの推進を行います。



## 4 上水道の維持・管理及び安定した公営企業会計運営

良質な水の安定した供給の維持・継続を目指します。

### ◎ 安全な上水道の供給

美しい水源やその周辺環境の保全及び整備を図り、安全な水源を確保するとともに、老朽化している水道施設は耐震性等を高めながら、優先順位をつけて更新・整備を行っていきます。



## 基本目標6 情報共有で、住民と行政が協働するまちづくり

情報発信や対話といった広報・広聴機能をより充実させ、ICTの活用やIoTの導入、AIを活用したシステム等により町民や地域コミュニティとの情報共有や連携を強化し、町民・地域・行政の連携をはじめ、他自治体との連携等様々な形での協働を確立し、社会情勢の変化に伴う課題に柔軟に対応できるまちを目指します。

## 1 コミュニティ活動の促進

自主的かつ自立的な魅力ある地域づくり、支え合う地域づくりが実践されているコミュニティの確立を目指します。

### ◎ 地域コミュニティの活性化対策

高齢化や居住人口の減少など、将来的な地域コミュニティ活動の困難地域の発生が懸念される中、地域活動の活性化を図るため、地域支援の仕組みづくりを推進します。



## 2 移住・定住の促進

本町の魅力にひかれ、町外から多くの人が移住し、定住することを目指します。



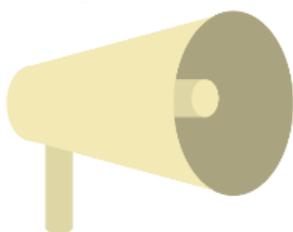
### ◎ 広報媒体を用いた移住・定住のPR

河津町移住サイトやその他広報媒体を用いた移住・定住のPRを促進し、本町の認知度向上と魅力発信に努めることにより、将来的な移住にもつながる関係人口の創出・拡大を目指します。

### ◎ 移住者に対する支援の充実

移住者が満足した生活を本町で送ることができるよう、一時的な経済支援を含め、行政からの支援や、地域レベルでの支援など、移住者に対するきめ細やかなサポートを行います。

## 3 広報広聴の推進



積極的な行政情報の提供や広報広聴活動の推進により、より多くの町民が町政や町の取り組みに関心を持ち、理解を深めることを目指します。

### ◎ 情報公開の推進

情報公開条例に基づき、町民の知る権利を保障し、開かれた町政の実現を目指します。また、情報公開を推進するため、文書管理体制の充実を図ります。

## 4 町民と行政の協働

行政と町民がそれぞれの役割を明確にして、協働によるまちづくりの推進を目指します。



### ◎ パートナーシップによるまちづくり

地域や町域に係る各種計画において策定段階から町民の参加を得るため、協議会等を設置し、若者や女性など幅広い町民参加の機会を提供します。

## 5 行財政改革・広域連携の推進

行政と町民の揺るぎない信頼関係を構築するため、行政改革の着実な推進と健全な財政運営を目指します。

### ◎ 行政改革の推進

地域主権の推進による国・県からの権限委譲に対し、適切で効率的な行政運営を行います。

## 河津町第5次総合計画 《概要版》

発行:令和3年3月

編集:河津町 企画調整課

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2

電話:0558-34-1924 / FAX:0558-34-0099

<https://www.town.kawazu.shizuoka.jp/>

